

フランスにおける公教育法制の成立 (三)

成 嶋 隆

— 目 次 —

はじめに

第一章 現代日本における教育と法をめぐる問題状況

第一節 「憲法・教育基本法制」・戦後教育行政・「教育裁判」

第二節 教育目的の法定と教育の「法律主義」

第三節 「公教育」の本質をめぐって

第二章 革命期から第二帝政までのフランス公教育の理論と法制

第一節 時期区分について

第二節 革命期（以上第一一巻第二号）

第三節 執政政府期（以上第一二巻第一号）および第一帝政期（本号）

第四節 復古王政と第二帝政

第三章 第三共和政における公教育法制の成立

第一節 成立の諸要因

第二節 「公教育三原則」の定式化

むすび

△第一帝政期▽

四 前号の叙述は、フランス革命と第一帝政との中間に位置する過渡的政体としての執政政府の時期における公教育の政策と法制を対象とした。ここでは、共和暦一〇年公教育法を中核とするこの時期の教育政策・法制が、政治形態の性格を反映した過渡的なものであり、まもなく樹立されるナポレオンの国家的教育独占を準備するものとして把握された。とはいえ、かかる歴史的規格規定は、認識のプロセスの上では、その完成形態の提示をまっけてはじめて獲得されうるものである。その意味では、いわば先取りされた結論を、歴史的現実の中で検証することが当面の課題とされねばならない。この作業を、例によって国家史・政治制度史のレヴュルにおける検討から着手したい。

二回の「プレビシト」によって終身第一統領の座についたナポレオン・ボナパルトは、反対派の陰謀の発覚や英仏間の戦争の再開という状況の中で、自己の権力を一層強固なものとする必要を痛感していた。ナポレオンのこの意向を具体化したのが、共和暦一二年花月^{フロリヤン}二八日(一八〇四年五月一八日)の憲法付属元老院令⁽¹⁾——いわゆる「共和暦一二年憲法」——である。同憲法の最初の二箇条は、フランスにおける最初の帝政(L'Empire)の樹立を宣明している。「共和国の統治は、フランス人の皇帝の称号を有する皇帝に委任される。」(LE GOUVERNEMENT DE LA RÉPUBLIQUE est confié à un EMPEREUR, qui prend le titre d'EMPEREUR DES FRANÇAIS.) (第一篇第一条前段)「現共和国第一統領たるナポレオン・ボナパルトはフランス人の皇帝である。」(NAPOLÉON BONAPARTE, premier Consul actuel de la République, est EMPEREUR DES FRANÇAIS.) (同第二条)——この二箇条のみの第一篇に続いて、第二篇「継承」(De L'Hérédité)、第三篇「皇族」(De La Famille Impériale)、第四篇「摂政」(De La Régence)等に関する規定群が、この憲法の前半部をなしている。これらにより、皇帝の位は、ボナパルト家が世

襲として代々継承することとなった。

この世襲帝政 (L'Empire héréditaire)⁽²⁾ の制度は、三度目の「プレビシト」により「民意による認証」(la consécration de la volonté populaire)⁽³⁾ を得づゝる。このことは、ナポレオン・ボナパルタの権力が前号で問題とした二つの正当性——「王朝的正当性」(la légitimité monarchique) および「革命的正当性」(la légitimité révolutionnaire) ——を同時に獲得したことを意味する。ただし、統治者の世襲性の承認は、「革命的正当性」を支える「人民主権」(la souveraineté populaire) の原理に明確に背反する。本来「人民主権」原理に適合的な制度・手続である人民批准 (ratification populaire) によって当該原理に敵対的な実体が導き出されるといふところに、「プレビシト」の問題性が集約されている。

いずれにせよ、形式的な人民批准をもって、ナポレオン帝政が「革命の原理に従う正当な権力 (le pouvoir légitime) となった」といふことができるかどうかは極めて疑わしい。実際、「この人民的正当化 (légitimation populaire) はナポレオンにとっては不十分⁽⁴⁾」であったのであり、彼はもう一方の正当性こそ依拠しなければならなかったのである。ナポレオンの場合、王朝的世襲 (l'hérédité monarchique) による権力の正当化は、教会を動員して自己の権力を「宗教的に神聖化する」(consacrer religieusement)⁽⁵⁾ という方法をとって行なわれた。彼が宗教に政治支配の道具としての有効性を認めていたこと、そして「コンコルダ」の締結によって教会組織を国家機構の中に編入したことは前号で述べたとおりである。そうした政策の延長として、彼は、ローマ教皇をパリに招聘し、ノートル・ダムで盛大な戴冠式を挙行した (一八〇四年二月二日)。宗教を権力それ自体の正当性の淵源として利用したのである。

世襲性と「革命的正当性」の矛盾の問題と結合して、共和暦一二年憲法には大きな矛盾がもう一つある。それ

は、第一篇第一条の「共和国」(共和政 *République*) の文言である。この時期における「共和政」は、「君主政」(monarchie) の対立概念であるが、第一帝政が、事実上、「世襲的君主政」(Monarchie héréditaire) の再現である限りにおいて、それは共和政体を僭称することはできない⁽⁹⁾。ジャック・エリユル (Jacques Ellul) が指摘するように、「共和国」の文言を使用したのは、「現実には存在しない連続性 (continuité) を拳証するため」であり、「ナポレオンを大革命の後継者 (héritier de la Révolution) として説明するため」であり、こちらには「世論 (l'opinion) の気に入るようにするため」⁽⁹⁾であったのである。

共和暦一二年憲法の後半部を占める統治機構に関する諸規定においては、共和暦八年、同一〇年憲法より以上に統治権の個人集中が図られている。立法院としての元老院 (Sénat)、^{コンタイルヤ} 国事院 (Conseil d'État)、立法院 (Corps Législatif) および護民院 (Tribunal) の四機関は、皇帝ナポレオンに完全に従属することとなった。とくに護民院は、執政政府期において統領ナポレオンに敵対的であったため、この憲法では立法に関する実質的権限を殆んど剝奪され、「単なる立法院の委員会」⁽¹⁰⁾に格下げされた。後に、一八〇七年八月一九日の元老院令は、護民院の廃止を正式に定めた。一方、元老院には、「元老院人身の自由委員会」(Commission sénatoriale de la liberté individuelle) と「元老院出版の自由委員会」(Commission sénatoriale de la liberté de la presse) とが新たに設置されたが、「これらの委員会は何れも民主的な外観を与える為に設けられたものである」⁽¹¹⁾とされている。

共和暦一二年憲法の制定＝第一帝政の樹立は、ナポレオン独裁 (La Dictature napoléonienne) の完成を示すものであった。それは、ブリュメール一八日のクー・デタ以来一貫して追求されてきたナポレオン・ボナパルトの権力への接近の過程における、いわば終着点をなす。ナポレオン独裁は、この後一〇年間継続するが、独裁政治の常として、皇帝ナポレオンは、集権化された官僚機構を媒介としながら、憲法に規定された諸々の制度や手続——い

いわゆる「ナポレオン制度」(Les institutions napoléoniennes)⁽¹²⁾は、既に個人独裁の法制化としての性格を十二分に備えたものであったが——を無視して、極めて恣意的、専断的な政治支配を行なった⁽¹³⁾。第二帝政の一〇年間を支配したものは、まさしく「恒常的な合法性の空白(vacance de la légalité)」⁽¹⁴⁾以外の何物でもなかった。

第一帝政、あるいは、それ以前の執政政府期を含む「ナポレオン体制」(régime napoléonien)が、フランスの憲法史・政治史の上でいかなる位置を占めるかという問題は、歴史学における重要な論点の一つとなっている。この論点は、本稿の当面の課題である帝政期公教育政策・法制の歴史的性格規定の問題とも密接に関わる。

とりわけ問題となるのは、第一に、ナポレオン体制とフランス革命との関連——その連続と断絶——、第二に、ナポレオン体制の階級的性格(階級的基礎)、そして第三に、同体制の国家形態ないし統治形態としての特質、の三点である。これらが相互に関連しあっていることはいうまでもない。

わが国の歴史学界においては、右の第二および第三の論点が、とりわけ天皇制国家論と結合して論じられ、従来の通説として、フランスの第一帝政と第二帝政(とくに後者)を「ボナパルティズム」という概念で把握する見解⁽¹⁵⁾があった。この場合、「ボナパルティズム」は、ブルジョワジーとプロレタリアートという二階級間の「均衡」に基づく「例外国家」を示す概念として使用されている。近年、かかる見解の非科学性が反省され、固有の意味での「ボナパルティズム」を、例えば「フランスのブルジョワ(＝資本主義)国家がとりうる一種の独裁的な形態」⁽¹⁶⁾と規定する見解が有力になってきているようである。門外漢なので深入りは避けるが、ここでは、国家の階級の本質(いかなる階級の利益に奉仕しているか)を示す国家の類型(type)論上の概念と、国家権力の行使形態・政治支配の態様に関わる国家の形態(forme)論上の概念とを区別することがポイントになると思われる⁽¹⁷⁾。つまり、前述の第二および第三の論点を区別して考察することが必要だということである。この視点は、第一点の革命との関連

を吟味する際に有効となる。

ナポレオン体制とフランス革命との関係については、まず、モーリス・デュヴェルジエ (Maurice Duverger) の次のような見解を紹介しよう。——「一七八九年の大革命は、貴族の諸特権を廃止して、フランス人の間に市民的平等 (une égalité civile) をうちたてた。大革命を遂行したブルジョワジーは、この平等を維持することを大いに熱望した。ブルジョワジーは、一七八九年の「人権」宣言によって宣明された個人的自由 (libertés individuelles) の体系を同様に維持することを、それが可能な限りにおいて欲したはずである。しかし、現実には、一〇年後の時点で、自由な共和政 (une République libérale) を樹立することは不可能であることが経験によって示された。そこで人々は、君主政への復帰 (le retour à la monarchie) ——それは旧貴族に再び権力を与え、大革命の全ての獲得物を廃棄するであろう——と、独裁の樹立 (l'établissement d'une dictature) ——それは公的諸自由 (les libertés publiques) を犠牲にしつつ、一七八九年の人々 (les hommes de 1789) に権力が帰属する状態を持続させるであろう——との間に選択を行なうのである。これが、ブリュメール一八日のクー・デタとナポレオン体制の意義 (signification) である。」——「自由な共和政」が不可能となった時点でなされた「選択」について、デュヴェルジエが提出した二つの選択肢は、実のところ、相対的に区別されるものでしかない。先にも、第一帝政を「世襲的君主政」とみなすエリュルの見解を紹介したように、ナポレオン体制は、君主政に極めて類似した政体である⁽¹⁹⁾。ただし、それは、旧貴族の復活を内容とする、アンシャン・レژیームつまり絶対君主政 (monarchie absolue) への純然たる回帰ではない⁽²⁰⁾。絶対君主政は、封建国家類型の末期的国家形態として、基本的には封建的特権階級の利益に仕える政体であった。封建的特権層からブルジョワジーへの国家権力の移行を基本的内容とするブルジョワ革命を經由して、新たに成立した帝政は、後にみるように、依然として新興ブルジョワジーをその階級的基礎とす

るブルジョワ国家であり、それがとつた特殊な国家形態なのである。

右の事柄を、視点を變えてみれば、革命第一共和政と第一帝政との間には、一方で、ブルジョワ国家類型としての共通性・連続性が、そして他方では、共和政と帝政という国家形態レヴェルでの断絶性が確認できることとなる。ソブール (A. Soboul) の「ブリュメール十八日はテルミドールと八九年の線に位置」⁽²¹⁾ するとの指摘、そして、デュヴェルジエの「一七八九年の人々〔ブルジョワジー〕への権力の帰属……」との指摘は、いずれも右の国家類型レヴェルの連続性に着目したものにほかならない。⁽²²⁾

そこで問題は、等しくブルジョワ国家類型に属しながら、ブリュメール一八日を境界として、共和政から帝政(執政政府期を含む)へと国家形態の転換が行なわれたのは如何なる要因に基づくものであるか、という点に収斂する。(ここでは、既にその欺瞞性を指摘した共和暦一二年憲法第一条の「共和政」の文言——デュヴェルジエのいう「共和主義的外見」——に惑わされないようにしよう。)

遅塚忠躬教授によれば、「ナポレオン独裁」の「社会的基盤」すなわち、ここでいう階級的基礎として措定されるのは、第一に「新興の市民階級」つまり「ブルジョワジー」であり、第二に、「ナポレオン軍隊の壮丁供給源」としての「小土地所有農民」であるとされる。⁽²³⁾ 「階級均衡」論を採りえない以上、この両者の相互関係がさらに問われなければならないが、例えば、ナポレオン独裁の性格を最もよく表現しているとされる「ナポレオン法典」(Code Napoléon)などをみた場合、そこでは、たしかに、ブルジョワジーと農民という二つの社会階級の利益が中心的に擁護されている。すなわち、同法典は、「革命の主要な成果たる封建的土地所有関係の廃棄と、身分的差別的撤廃と、商品生産および流通の自由とを確認し、僧族や亡命貴族から没収されてブルジョワや農民の手中に移された土地所有をも含めて私的所有権の絶対を保障し、契約の自由の原則に基づいて商品交換関係の自由を確立し、総じ

て近代市民社会の基本的諸関係を法的に確認するものであった」のである。遅塚教授は、革命の諸成果の継承、ブルジョワジーと農民の利益の擁護という点で、ナポレオンが「革命の正当な後継者と呼ばれるに値する」としつつ、他方しかし、ナポレオンが「革命の樹立した市民的民主主義の政治原理を無視して軍事的独裁をしき、共和制を廃して皇帝となった」という点に「矛盾」を指摘する。そして、この「矛盾」を、一面では「彼の社会的基盤そのものから、つまり、彼の強力にたよらざるをえない当時のフランスのブルジョワジーの幼弱性と土地所有農民の急速な保守化」によって、他面では「革命そのものから生み出されたナショナリズムの発展（およびその歪曲）」によって説明している⁽²⁵⁾。

右の論理を、フランス資本主義の後進性その他の諸要因によって説いているのが、フランス政治史家の中木康夫教授である。中木教授は、まず、「帝制成立の前提」として、「①対内的には、ディレクトワール Directorate 政権（総裁政府）における政治指導の弱体化とジャコバン左派（ないしサン・キュロット）の革命運動および王制クーデタの危機、②対外的には、第二次対仏欧州大同盟の成立による反革命干渉戦争の全面化、③経済的要因として、産業革命段階のイギリス資本主義に対するフランス資本主義の後進性・幼弱性明確化と生産力停滞などの諸要因」を指摘する。そして、これらの諸要因が、「解放された農民的II小ブルジョワ的生産者層および新興ブルジョワジーの強烈なナショナリズム（愛国主義）に結びついたとき、ボナパルト独裁の成立が展望される」とする。ナポレオン体制の基礎は、まず第一に、「封建制から解放された若々しい自由な分割地農民層」であり、これが「ナポレオン対外民族解放戦争の社会的支柱」となる。「しかし同時に、ナポレオン体制は、幼弱なフランス資本主義の産業の発展を温室的に助長する強力として現われたのであり、ここでは、産業革命のまったただ中にある先進イギリス資本主義に対するフランス産業資本の保護ならびに市場創出……という、対英ナショナリズムが強烈に打ち出され

る。この点で、第一帝制は何よりも新興ブルジョワジーの利害擁護の体制、資本の原始的蓄積強行のフランス型体制となり、その階級としての幼弱性を補充代位する政治形態となった。⁽²⁸⁾

こうして、独裁的国家形態の成立の必然性は、フランス資本主義の後進性・幼弱性そのものに求められる。成立を媒介するイデオロギーは、強烈なナショナリズムであるが、「それが新興ブルジョワジーに利用されつつ、『国民的』支持という形式での独裁制を成立させるという歪曲をもつ」⁽²⁹⁾こととなった。いうまでもなく、「プレビント」による「歪曲」である。⁽³⁰⁾しかし、起点において人民投票制に依拠しながらも、自立するや否や、執行権力は危機におけるブルジョワ的利害擁護を中心とする政治の論理にしたがって、巨大な抑圧力に転化する。それとともに、初期においては広範な民衆の提起した改革諸課題を先取的に解決する体制として、一定の『国民的』支持を獲得した帝制は、しだいに国民的基盤を喪失していく。帝制の崩壊は、直接的には対外戦争における軍事的挫折を契機とするが、内部的には、ブルジョワ的利害の擁護のための体制という性格をあらわにした帝制権力からの広範な国民大衆の乖離に起因する自己解体によつて促進されたといえる。⁽³¹⁾

以上、何人かのフランス史家の所論に依拠して、ナポレオン体制の国家形態としての特質——独裁性を規定する要因を、その階級の基礎との関連において考察してきた。最後の部分では、もともとブルジョワ的利害擁護の強力として要請された執行機関独裁の契機が、ナポレオン体制の自己解体の契機に転化する論理が示された。復古王政以後の政治過程は、この論理の歴史的現象として把握されるであろう。以下、本稿の叙述は、第一帝政下の教育法制分析に移行していくが、そこで分析の主要な対象となるナポレオンの国家的教育独占体制の成立と、復古王政以降におけるこの体制の崩壊の過程の中に、実は、政治過程における独裁の成立——解体の論理が貫徹している、ということを先取的に述べておこう。

△共和暦一〇年公教育法の施行状況▽

五 前号の叙述で示したように、執政政府期においては、総裁政府以来の公教育の衰退・私教育の前進という状況を背景として、将来の国家的独占にむけての「予備作業」(Les préliminaires)が展開された。その中核をなすのが、共和暦一〇年花月^{フロレン}月一日(一八〇二年五月一日)の公教育法の制定であった。その特徴を再度確認しておく。第一に、初等教育の軽視、とくに無償性原則の否定、第二に、中・高等教育の相対的重視、第三に、とくに中等教育段階における「教育の自由」の否定と国家的統制の強化、として要約される。この共和暦一〇年法制の基礎に、エリート^{ブルジョワ}の教育と下層階級^{民衆}の教育との峻別、前者の重視と後者の軽視という階級的見地が貫いていることも、デステット・ドゥ・トラシー(Destutt de Tracy)の思想の中に確認された。

帝政期の公教育政策・法制は、執政政府が敷設した右のような国家的教育独占への軌道に沿って展開していく。その直接的なきっかけとなったのは、共和暦一〇年公教育法それ自体の施行——実は、「不施行」(non-application)⁽²⁷⁾——の状況であった。

共和暦一〇年公教育法の施行の任は、一八〇二年九月に、レーデル(Roederer)に代わって公教育庁長官(Directeur de l'instruction publique)に就任したフールクロワ(A.-F. Fourcroy)に委ねられた。フールクロワは、まず、共和暦一一年霧月^{ネポレ}一三日(一八〇二年二月四日)に、リセ(Lycées)の組織を委ねられている総視学官(Inspecteurs généraux)に訓令を発し、初等教育にも配慮を向けることを要請した。また、共和暦一一年花月^{フロレン}二二日(一八〇三年五月一日)には、初等学校(Ecoles primaires)および中等学校(Ecoles secondaires)の監督・視察の任を負う知事(préfets)および副知事(sous-préfets)に対して、共和暦一〇年公教育法の施行状況の調査を依頼した。調査報告の示すところによれば、とくに初等学校の設置について、一部を除き、多くの知事はこ

れに無関心 (désintéressés) であった。「過重な仕事を負わされ、遭遇するであろう困難を自覚しており、民衆教育 (enseignement populaire) を殆んど配慮することなく、さらには、これらの学校〔「初等学校」の組織がそれほど緊急な利害関係を示すものではないと確信していたので、大部分の知事は、花月法フレイマンの初等教育条項を、待機可能な施策の倉庫に片付け (rangent…… dans le magasin des mesures qui peuvent attendre)」、彼らの部下の注意をそれらの条項に引きつけることを怠った⁽³³⁾』のである。彼らは、学校の設置・維持の任務を、副知事さらには市町村長 (maires) および市町村議会 (conseils municipaux) に押し付けるが、市町村の側でも、学校設立には多くの困難を抱えていた。とくとく、二つの伝来的 (traditionnels) な障害が学校の建設を阻害していた。一つは、「市町村の〔財政的〕窮乏」(la misère des communes) であり、もう一つは、「教師の欠乏」(la pénurie d'instituteurs) である。財政的な面については、「宗教の再編成」〔カトリックの復活〕以来、市町村は、それまで教師の住居にあてられていた司祭館を奪われてしまった。市町村は、自由に使用できる他の施設を持たなかった。住居がない場合には、教師に手当を支給しなければならなかったが、これは市町村には耐え難い負担であった⁽³⁴⁾。教師についていえば、まず、アンシャン・レジーム下の教師の減少により、学校教師の供給源そのものが底をついていた。また、「私立学校の教師は、しばしば市町村の役務 (service des communes) に参加することを拒否した。〔私立学校の〕教師と関係を結ぶことを躊躇する市町村議会は、教師達の法律への抵抗の中に、彼らが、市町村と契約する意思を決して表明しないことで共謀しているという事実⁽³⁵⁾に遭遇した」。障害は、教育プログラムの中にもあった。「共和暦二年以来、国民学校 (Les écoles nationales) は、一定のプログラムを受けとり、大部分の子どもを学校から遠ざけるような教科書を使用しなければならなかった。たしかに、新しい体制〔「執政政府」〕は、カトリック主義のために、より妥協的な措置を示したが、しかし現行法〔「共和暦一〇年法」〕は、教育プログラムのどの部分

においても宗教に言及していない。偏見は依然として根強く、深刻な不信があった。教師達は態度を保留したままであり、当局の役務 (service des autorités) つまり、村人の共感を失なわしめるような官製教育 (un enseignement officiel) にかかわり合うことを躊躇していた。彼らは権力を——たとえそれが取るに足らないものしかもたらさないとしても——警戒した。さらに、これらの障害すべてが結合することによって、私立学校 (les écoles particulières) は、『共和暦一〇年花月法の適用として設立された学校』に脱皮することを拒否し、公権力に対する独立性を保持した⁽³⁶⁾。

共和暦一一年以降になると、状況はより悪化した。「中央政府 (l'administration centrale) は初等教育に全く無関心となり、あらゆるイニシアティブを放棄し、自らの意思で通達を作成することもはやせず、結果が前もってわかるようなアンケート調査を企画することもしなくなった⁽³⁷⁾」こうして、「初等学校の問題は、アンシャン・レジームと同様、地方行政当局 (administration locale) の所管事項となった⁽³⁸⁾」しかし、地方当局も、「理論的には全能」(toute puissante en théorie) であるにも拘らず、民衆教育には無関心であり、権限内における教育行政事務を全く放棄してしまった。教育界は、「アンシャン・レジームの状況に舞い戻ってしまった⁽³⁹⁾」

「アンシャン・レジームへの復帰」は、まず、公立学校・私立学校という「時代後れの区別」にとって代わって、アンシャン・レジーム下の古い種類の学校が再登場するというかたちで現象した。すなわち、都市では、救貧事務所 (les bureaux de bienfaisance)——貧民事務所 (les bureaux des pauvres) の復活したもの——によって維持される慈善学校 (les écoles de charité) が、既に共和暦九年頃から活動を再開していた。これらは、貧困者のための無償の学校であり、その設置・維持には慈善家 (bienfaiteurs) が参与し、修道士 (Frères) や修道女 (Soeurs) がしばしばこれらの学校の長となった⁽⁴⁰⁾。慈善学校とは別に、授業料によって維持され、しばしば市町村

議會からの助成金を受けて運営される有償学校 (Les écoles payantes) が存在した。市町村に慈善学校がない場合、救貧事務所が自らの費用で貧困児童を地域の有償学校に通学させることができた⁽⁴¹⁾。農村部では、教師は現金又は現物で支給される授業料によって生活していた。授業料は教育の水準とともに変化し、その額は両親と教師との間の暗黙の合意によって定められたが、時には、市町村議会の審議によって契約をもって定められた⁽⁴²⁾。

教師のリクルートの面でも、アンシャン・レジームの復活がなされた。この時期、アンシャン・レジームのコレージュの学級担任教師 (anciens régents)、旧司祭ないし修道士 (anciens prêtres ou religieux) そして旧ジャコバン党員 (ex-jacobins) などが次々に教職に復帰した。さらに、もろもろの種類⁽⁴³⁾の「偽教師」(Les passe-volants de l'enseignement) がこれに加わった。つまり、都市では、各種の職人や旧家の子女、農村部では、農業職人などが、教師の資格のないまま、もっぱら生活上の必要から教師となったのである。しかしながら、教師に支払われる授業料はごく僅かなものであった。かつては、より多くの収入が教会財産から引き出されていたわけであるから、「結局、一八〇五年の教師は、アンシャン・レジーム下の学校教師より、精神的・物質的に一層惨めであった」ということになる⁽⁴³⁾。

ところで、教育界のアンシャン・レジームへの復帰は、アンシャン・レジームにおいて教育界を支配していた聖職者が復活していくことを意味する。「教育に対する」国家の効果的な活動が欠如していることにより、民衆教育において教会の果す役割が増大してきた⁽⁴⁴⁾のである。その背景には、前号で述べたように、執政政府が宗教とリわけカトリック教に対して寛容 (tolérance) と接近 (rapprochement) の政策をとり、ローマ教皇庁との間に「コンコルダ」を締結しているという事実がある。また、教会勢力が、革命の激動をくぐりぬけて根強い影響力を堅持し、とくに総裁政府期には、共和暦三年憲法の「教育の自由」条項を足がかりとして教育界に再浸透しつつあった

という状況も無視しえない。こうした「カトリックの復興と教会・国家間の和解に助けられて、教会と学校との間に再び絆が結ばれ、コンタクトが再び確立される」⁽⁴⁶⁾のである。

まず教師についていえば、「コンコルダ」締結直後、一時的に聖壇(1'autel)に連れ戻された司祭(1'pêtres)が、再び教壇(1a chaire)に復帰する姿がみられた。復帰した司祭は一樣に使命感に燃えており、「若者を教育して、道徳的・宗教的な美徳へと習慣づけることをその最も大切な義務の一つに挙げていた」⁽⁴⁶⁾。「事実、新しい聖堂区(paroisse)に叙任された司祭達は、信者達の無知文盲ぶりを眼の前にして、多くの場合、子ども達を司祭館に集め、教理問答書(catechisme)の読み方を教えて、最初の聖体拝領(1a Première Communion)に備えさせる」⁽⁴⁷⁾ことになるのである。

次に、教師職の新たな供給源として注目され始めた教育修道会(congrégations enseignantes)の活動が特筆されなければならない。既に一七九五年頃から、元修道士達は、個人の資格で私立学校を主宰していたが、一八〇〇年から一八〇一年にかけて、多くの県当局が、教団(associations religieuses)の正式の再建に賛意を表明するようになった。時の第一統領ナポレオン・ボナパルトは、初等教育に携わる修道会・教団のうち、女子のそれ(associations de femmes)に対しては寛大であったが、男子修道会(les congrégations masculines)に対しては不信と警戒の念を抱いていた。というのも、この時点におけるナポレオンは、修道士会(ordres monastiques)を「政府の権威から逃れ、外国の主権者[un souverain étranger]＝ローマ教皇に奉仕する盲目的な勢力」、あるいは、端的に「教皇の軍団」(milice du pape)とみなし、全く信頼を置いていなかったからである。⁽⁴⁸⁾

こうした中であって、唯一つ、好意的に受け入れられた男子教育修道会がある。前号で名称だけ紹介した「キリスト教学校修士会」(les Frères des Écoles chrétiennes)である。⁽⁴⁸⁾

この団体は、ラ・サール (Jean-Baptiste de la Salle) が一六八四年に設立した世俗的カトリック教団である。設立当初から、フランスにおける民衆教育の発展に寄与し、彼らが謙遜して名のつた「文盲の徒」(Ignorantius)の愛称で民衆に親しまれてきた。全修道会の廃止を規定した一七九二年八月一八日法によって解散を命ぜられる時点では、団舎一二七、団員(教師)約一、〇〇〇人、就学児童数三六、〇〇〇人を教えたといわれる。革命期の解散令は、一八〇一年の「コンコルダ」によって解除され、同教団は、彼らを保護した枢機卿フェッシュ (Le cardinal Fesch) —— ナポレオンの叔父でもある —— が大司教となっていたリヨン (Lyon) を本拠地として活動を再開していた。行政サイドで彼らの活動を擁護したのは、当時宗務大臣 (Le Ministre des Cultes) の任にあったポルタリス (Portalis) であった。彼は、枢機卿フェッシュの要請を受けて、第一統領ナポレオンに対し、キリスト教学校修士会に関する報告を共和暦一二年霜月一〇日 (一八〇三年二月二日) に行なっている。この中でポルタリスは、次のように修士会を賞賛している。——「現政府の下で再建された修士会は、新生の世代に、政府とその長に対する愛を吹きこむであろう」⁽⁵⁰⁾。「修士会は同業組合 (une corporation) を形成するものではない。彼らが連合するのは、もっぱら子ども達を無償で教育するためである。……〔彼らの活動により〕国家財政も利益をこうむるであろう。何故なら、彼らには俸給 (traitement) を支払う必要はないのである。また、教育が無償ということ、子ども達も得をするであろう」⁽⁵¹⁾ —— 先にみたように、ナポレオンは、修道会に対して必ずしも好意的ではなかったが、ポルタリスの進言を受け入れ、翌霜月一日 (二月三日) のアレテにより、キリスト教学校修士会の活動を是認した。こうして、同会はリヨンにおいて再組織され、フランスにおける民衆教育の再編成に新たな一歩を踏み出すのである。ところが、この時、王党主義者カドゥダル (Cadoudal) の陰謀が発覚し、第一統領に旧勢力への警戒の念をあらためてよみがえらせた。そして、共和暦一二年收穫月四日 (一八〇四年六月三日) のデクレ

によつて、正式に認可されていない修道会の解散が命ぜられた。その第四条は次のように規定する。——「いかなる修道会又は男女の教団も、当該修道会または教団のメンバーがそれに従つて生活しようとする規約 (statuts) および規則 (règlements) の審査の後、皇帝デクレ (un décret impérial) によつて明示的に認可されない限り、爾後、宗教を理由として (sous prétexte de religion) 創設されることのできな⁽⁵²⁾い。」——このデクレにより、既に活動を開始していたキリスト教学校修士会も、その規約を整備し、国事院^{コンサイエツト}による審査を受けなければならないことになった。早速、ポルタリスの示唆により、全一八篇一〇ヶ条よりなる会規約が起草され、国事院^{コンサイエツト}に送付された。国事院^{コンサイエツト}の審査の結果は、結局、「採択拒否」(refuser d'adopter)⁽⁵³⁾ということになるが(共和曆一三年芽月)、そのことで、修士会の活動には、当面何の支障もきたさなかつた。修士会は、一八〇五年の時点では、リヨンの本部に二八名の修道士を擁し、漸次増加の傾向にあつたのである。この間、公教育庁長官フルクロワは、「花月法^{フロレン}の失敗、優秀な教師の欠乏、そしてキリスト教学校修士会に好意的な世論の再三の要請に直面して、共和曆一三年霜月二二日(一八〇四年二月二日)付の通達をもつて、各県在住の元修士会員 (ex-frères) についての調査を県知事に依頼⁽⁵⁴⁾」している。

諸々の事実を総合すれば、当時、キリスト教学校修士会にかけられていた民衆の期待の大きさ、そして、行政当局も無視しえなかつた彼らの活動実績の重みがかうかがい知れよう。これらが基盤となつて、同会は、やがて樹立されるナポレオンの教育独占体制の重要な一翼を担うものとして位置づけられていく——フェリクス・ポンティエ (Félix Ponteil) の表現を借りれば、「ナポレオン教育体制の中に次第に挿入されていく」(va peu à peu s'insérer dans le système napoléonien d'éducation)⁽⁵⁵⁾——ことになるのである。

カトリック勢力の教育界への復帰は、教育プログラムの面でも実現されていった。「殆んど全ての教師が、キリ

スト教教育 (un enseignement chrétien) に立ち戻った——もともと、多くの者は、革命的危機の最も暗澹たる時期においてさえ、これを内密に継続してきたのだが——。教理問答は学校の中に再び位置を占め、授業は祈禱によって始まり祈禱によって終わるようになった。教師達は、聖なる務めへと子ども達を導いた⁽⁵⁶⁾」

これまでみてきた共和暦一〇年公教育法の施行状況——その失敗の経緯——は、主として初等教育に焦点をあてたものであった。もともとこの分野においては、中央政府による効果的な教育条件整備の活動が最初から放棄されており、国家の不介入の間隙をぬって、私的な団体、とくにキリスト教学校修士会が、これをいわば肩代りしているのは、当初から予想されていた事態であったといえよう。では、共和暦一〇年法が相対的に力点を置いた中・高等教育の実態、この部分についての同法の施行状況はいかなるものであっただろうか。

共和暦一〇年法が中等教育機関として規定したのは、「中等学校」(Les écoles secondaires) および「リセ」(Lycees) の二機関であった。前者についていえば、まず、この部分について同法の施行を担保する個別法令がいくつか制定されている。

共和暦一〇年收獲月^{ソヴリン}四日(一八〇二年六月三日)のアレテは、⁽⁵⁷⁾中等学校とみなすことのできる各県の学校の名簿の作成を命じた。この名簿の中から、政府の承認を得た学校のみが「中等学校」を称することができる。認可手続規定の中で、知事および副知事には、各県において共和暦一〇年法第三篇第六条所定の教育——「ラテン語およびフランス語、地理、歴史、数学の初歩的原理」⁽⁵⁸⁾を——行なっている私立学校の訪問・視察が新たに義務づけられた。また、学校認可のあり方にも重大な修正が加えられた。すなわち、「共和暦一〇年法の場合、中等学校に与えられる認可は、もちろん、後になっていきなり取消されることがあっても、「一回限り」(une fois pour toutes) のものであった⁽⁵⁹⁾」のが、⁽⁶⁰⁾收獲月四日のアレテでは、各学校は「毎年」(chaque année) 認可更新の手続をしなければ

ならなくなったのである。したがって、「私人としての教師が、私立中等学校を經營する権利 (le droit……de tenir une école secondaire privée) は、極めて不安定なものとなった」⁽⁶³⁾のである。

共和曆一二年霜月三〇日(一八〇二年二月二日)のアレテは、「中等学校の設立に充当される建物の譲与、教育費 (frais d'instruction) の支出および市町村長による中等学校の監督 (surveillance)」に関するものである。同アレテにより、知事および副知事の中等学校監督義務の一部が免除され、市町村長にその権限が委譲された。中等学校の維持費および修繕費は、私立の場合は私教師の負担、市町村立の場合は、自発的な拠金 (une souscription volontaire)、寄宿学校 (pensions) の収益ないし生徒によって支払われる授業料、あるいは市町村の費用で負担されることとなった。教育費は、寄宿学校の収益と授業料で賄われることとなった。

共和曆一二年葡萄月一九日(一八〇三年一月二日)には、同じ日付で二つのアレテが公布されている。一つは、「市町村立中等学校の通則を定める」(portant règlement pour les écoles secondaires communales)⁽⁶³⁾であり、もう一つは、「教育舎および中等学校の名称を与えらるる学校に関する」(relatif aux maisons d'éducation et aux écoles susceptibles d'être érigées en écoles secondaires)⁽⁶³⁾アレテである。第一のアレテにより、リセの場合と同様、管理事務局 (Bureau d'administration) が各学校毎に設置され、政府が教授 (professeurs) の任命に介入することとなった。また、第二のアレテにより、私立中等学校を名のる条件として、「校長を含む少くとも三名の教師と、五〇名の寄宿生 (élèves pensionnaires) ・通学生 (élèves externes) を擁し、市町村立中等学校について定められた教育方式 (mode d'enseignement) に従うこと」⁽⁶⁴⁾が規定された。

このように、執政政府は、中等教育に対してかなり「窮屈な措置」(La mesure étroite) をとり、特に私立中等学校に対する統制を強化していった。「執政政府は、「中等教育に関しては」何のためらいもなく、教育の自由、反

対の意思を表明した。そして、公共的性格を持っている教育については、国家が卓越した権利 (Le droit éminent) を有することを明言してはばからなかった。共和暦一年雨月三日〔一八〇三年一月二三日〕、宗務局 (Administration des cultes) は、……教団に関する通達において、次のような原則を提起した。——「公教育 (l'éducation publique) は、国家に帰属する。何故なら、個々の家庭は、それら全てを包含する大きな家庭 [la Grande famille — 国家] の計画に従って指導されねばならないからである。それゆえ、多くの、あまり名の知られていない、また教育に従事することを許されていない教師達が、国家の知らぬ間に、有害な学校教育を行なうばかりか、邪悪な市民をつくり出すという危険をもたらすようなことは、あってはならないのである。」⁽⁶⁵⁾

執政政府の以上のような政策展開にもかかわらず、私的中等教育は、この時期大きく前進している。帝政期の一八〇六年に、フウルクロワがナポレオンに報告したところによれば、当時、三七七校の私立中等学校が存在し、そこには、二七、一七〇名の生徒が学んでいた。(市町村立中等学校の方は、三七〇校、約二二、五〇〇名。) さらに、私的セクシヨンのものとして、約四、五〇〇校の小規模な私立学校——例えば、寄宿学校や「小神学校」(petits-séminaires) など——が存在していたという。⁽⁶⁶⁾

もう一つの中等教育機関であるリセについて、共和暦一〇年公教育法の施行状況はいかなるものであっただろうか。

共和暦一〇年法が定めた教育諸機関のうち、執政政府が最大の関心を払ったのが、おそらくこのリセの組織化に對してであろう。前号で検討したとおり、例えば、校長・副校長および会計官によって構成される学校管理委員会 (le Conseil d'administration de l'école) や都市毎のリセ管理事務局の設置、三人の総視学官 (inspecteurs généraux des études) によるリセの監督など、この教育機関に対しては、他のどの機関よりも国家的テコ入れが強化

されていた。にもかかわらず、結論的に述べるならば、リセの組織状況は、期待されていたほどはかばかしいものではなかったようである。法の規定では、「各控訴裁判所管轄区毎に少くとも一校のリセ」が設立されることになっていた。その後の決定で、共和暦一年(一八〇二)〇三年)に一二校、同二年(一八〇三)〇四年)に二〇校、同三年(一八〇四)〇五年)に二三校、計四五校のリセを設置する具体的計画がたてられた。しかし、一番早かったムーラン(Moulins)のリセでさえ、開校されたのは一八〇三年六月一六日のことであり、予定された四五校のうち、完全に活動していたのは、一八〇六年で二九校、一八〇八年になっても三三校にすぎない。⁽⁶⁸⁾

リセの不振の原因は次の二点にある。第一は、リセにおける教育の「軍隊的性格」(un caractère militaire)⁽⁶⁹⁾である。この性格は、「リセにおける基本的制度(régime essentiel)」であり、「士官(Officiers)に育てあげることを目ざした生徒養成⁽⁷⁰⁾」の場である寄宿舎(Internat)の規律の中に象徴的にあらわれている。寄宿舎の規律を定めた共和暦一年草月二二日(一八〇三年六月一〇日)のデクレによれば、寄宿舎は小隊に分けられ、各小隊では、生徒の中から生徒軍曹(élèves sergents)と生徒伍長(élèves caporaux)などが選出される。この小隊は、全ての行動の基本単位である。行動の合図には、鐘(cloches)ではなく太鼓(tambours)が用いられる。行進の時は、軍隊式に隊列を整え、公的な儀式の際には最上級生は武装する。毎日、一定時間の軍事教練(La discipline militaire)が課せられる。寄宿舎は、金ボタンのついた緑色の上衣と藍色のスボンという制服を着用することが義務づけられていた。——このように、まさしく「軍人を養成するための兵舎」(casernes pour former des soldats)⁽⁷¹⁾としかいいようのない寄宿舎制度は、当時の人々に決して歓迎されるものではなかった。共和暦一三年収穫月(一八〇五年六—七月)の報告書において、フアルクロワは、「大多数の都市において、太鼓と軍事教練が、親たちが彼らの子弟をリセに送るのを妨げてきた」⁽⁷²⁾ことを卒直に認めざるをえなかった。

親たちをリセから遠ざけたもう一つの原因は、そこにおいて「宗教教育が不十分」(La formation religieuse était insuffisante)⁽⁷³⁾であるということであつた。もとより、リセにおける宗教教育の扱いという問題は、共和暦一〇年公教育法の法案審議の頃からの重要な論点であつた。前号の叙述では省略したので、ここで改めて当時を振り返ってみよう。護民院での審議の中で、護民院議員のダリュ(Daru)は、「子ども達に与えられるべき宗教の觀念 (idées de religion) について、「法案が」何ら言及していない」ことに苦言を呈し、要旨次のような主張を展開した。——子ども達が敬虔な宗教心を持つようになることを親が望んでいると予想される以上、もし、リセにおいて宗教教育がなされないとしたら、そこには、おそらく、ごく僅かな生徒しか集まつてこない。もし、宗教教育の無視が、聖職者の影響力を恐れてのことであるとすれば、そのこと自体、かえつて、リセで宗教教育を行なうべき理由となるのではないか。「宗教教育が公教育の中に忍び込んでくる (s'introduise) のを政府が許容する (permettre) ということであつてはならない。宗教教育を指導・監督するために政府がそれを公教育の中に呼び入れるの
でなければならぬ。(Il faut qu'il l'y appelle pour la diriger et la surveiller)」⁽⁷⁴⁾——これが、ダリュの主張の要点であつた。この主張に対し、この時の政府派遣演説員であつたレーデレは、次のように答弁した。——「国立となつた中等学校 [Les écoles secondaires devenues nationales || リセのこと] における宗教の責任を、もし政府が負うものとすれば、さまざまな宗派の司祭達 (sacerdotes) にその教育を委ねなければならないであらう。各学校 (chaque école) 毎に、国家によって認められた各宗派のための教育 (un enseignement pour chaque culte) を配備しなければならぬであらう。また、「各宗派学校において」他の宗派に属している生徒は、そこから排除されるということにもなるであらう。どれほど多くの理由から、このような方式を採用することを思いとどまつたか、このような方式がいかに不謹慎 (imprudent) であるか、おわかりのことと思ふ。公教育と宗教は、同一の目

標を目ざしながらも、それぞれ個有の方法でもって協力しあう、また、決して相互に排除しあうことのない、二つの異なった制度 (deux institutions différentes) なのである。」——このように、当時の公教育庁長官レーデレは、リセの教育の世俗性 (laïcité) の原則を明確に提示していた。ところが、この原則は、公教育法成立の僅か七ヶ月後に変更されることとなった。すなわち、共和暦一年霜月一八日 (一八〇二年二月九日) のデクレにより、各リセに「施設付司祭 (aumônier) が配置されることになったのである。宗教教育の導入は、その後、共和暦一年草月二一日のデクレ——前出、寄宿舎規則に関するもの——によっても追求され、朝夕の祈り、日曜日の礼拝などがリセの生徒に義務づけられた。「この変節は、なにをものがたるか。第一統領の宗教的情熱が、そうさせたのではないことは、いうまでもないだろう。それは、ダリュがのべたように、世俗的国家が、宗教教育を監守できるようにするためにはほかならなかつたろう。つまり、それぞれのリセに、礼拝堂司祭を、しかも、第一統領みずから選任するところの礼拝堂司祭を、配置することによって、生徒たちが、狂信的ないし王党的な聖職者の手にわたるのを、さげようとしたのだ。」⁽⁷⁶⁾

政治的動機はともあれ、ともかくも、リセの教育に宗教的要素が導入された。しかし、この措置も、聖職者やカトリック信者である親たちからすれば、不十分なものでしかなかった。ドゥ・シャンパニ (De Champagne) は、次のようにリセの状況を慨嘆していた。「キリスト教の生徒 (Élèves chrétiens) を養成しないならば、訓育 (Éducation) は決して存在しない。日曜日にミサを行なう施設付司祭を配置するだけでは、この目的は達成されない。宗教は、生徒の心と理性の中に深く刻み込まれなければならない。そのためには、リセが一つの宗教的精神 (un esprit religieux) を持ち、リセの校長が宗教的情熱を持たなければならない。かろうじて二、三のリセだけが、こうした光景 (spectacle) を見せてくれるのみである。こういうことであるから、政治的偏見によって両親

が「リセから」遠ざかり、有償の寄宿生 (pensionnaires payantes) が数少くなり、リセの不評判という不自然で頼りない事態になるのである。このことでは、世論は一致している。⁽⁷⁷⁾——

事態がこのようであれば、一方で、世俗的、国家権力の側では、最も期待をかけていたリセの不振を挽回するため、新しい措置を講ずる必要を痛感するし、他方では、聖職者の側も、宗教教育の公教育への導入を一層推進するための方策を追求することにならざるをえない。こうして、共和暦一〇年公教育法の施行の現実の中から、新たな教育政策・立法への胎動が開始されるのである。⁽⁷⁸⁾

△ナポレオンの教育独占体制の樹立▽

六 以下に検討するナポレオンの教育独占体制は、一般に「monopole universitaire」という名称で呼ばれている。⁽⁷⁹⁾この言葉は、「大^{ユニヴェルシテ}学」による教育の独占」とでも意識されるが、この場合、「大^{ニヴェルシテ}学」(université)とは、今日の意味における「大^{ユニヴェルシテ}学」とは異なる。今日、「大^{ニヴェルシテ}学」は、「高等教育機関」(une institution d'enseignement supérieur)⁽⁸¹⁾すなわち「高等教育を行なう制度的な団体 (collectivités institutionnelles)」⁽⁸²⁾の名称として用いられているが、フランスにおいて「大^{ニヴェルシテ}学」という言葉が、当初からこのような意味で使用されてきたわけではない。

一八世紀初頭からフンシャン・レジーム末期まで、「大^{ユニヴェルシテ}学」は、「教師と学生の同業組合」(des corporations de maîtres et étudiants)であり、完成形態においては、学芸 (des arts)・神学 (de théologie)・医学 (de médecine) および法学 (de droit) の四つの「学部」(facultés)を備えるものであった。⁽⁸³⁾「学部」とは、今日におけるような、高等教育機関としての大学の内部組織ではなく、例えば、右の「学芸学部」は、実際には、今

日という初・中等教育を担当するものであった。つまり、当時の「ユニヴァーシテ大学」は、初等から高等までのさまざまな教育階梯にわたる教育・研究者の同業組合(コルポラシオン)であり、当然のことながら、それらは全国的(national)な規模のものではなく、「地方的な枠内」(dans un cadre régional)のものであったのである。⁽⁸⁴⁾

フランス革命は、右のようなアンシャン・レジーム下の「ユニヴァーシテ大学」を、他の同業組合と共に廃止した。一七九一年六月一四日のいわゆる「ル・シャンプリエ法」(La loi Le Chapelier—la loi relative aux assemblées d'ouvriers et artisans de même état et profession)の制定がそれである。

こうした経緯をへて、ナポレオンが創設した「エムペリアル・ユニヴァーシテ帝国大学」(l'Université impériale)は、アンシャン・レジーム下の、「ユニヴァーシテ学部」の集合体である同業組合・職能団体としての「ユニヴァーシテ大学」とも、また、今日の高等教育機関としての「ユニヴァーシテ大学」とも異なる、全く新しいタイプのものであった。その詳しい内容は以下に検討するところとなるが、先回りしていえば、それは、「一種の全国的教育団体」(une sorte de corps national de l'enseignement)であり、「教育階梯(degrés d'enseignement)や教育の性質(nature)——公的か私的か——にかかわらず、全ての教育施設(tous les établissements scolaires)を包含する」⁽⁸⁵⁾ものとして組織されたものである。「エムペリアル帝国大学」は、また、一方で、「教師団」(corps d'enseignants)、⁽⁸⁷⁾つまり、「全帝国領の公教育を担当する教師の組織体」⁽⁸⁸⁾であるとともに、他方では、「教育行政機関」⁽⁸⁹⁾であり、とくにその中央レヴェルのもの——今日の日本でいえば「文部省」に相当——をさす。教育機能的側面と教育行政機能的側面とを合わせ持つ⁽⁹⁰⁾「エムペリアル帝国大学」は、したがって、「全く端的にいえば、今日我々が国民教育(l'Education Nationale)と呼ぶところのもの」⁽⁹¹⁾なのである。因に、今日のフランスでは、日本の「文部省」にあたる官庁は、「エムペリアル国民教育省」(Ministère de l'Education Nationale)と呼ばれている。⁽⁹²⁾

尚、シャルル・フルリエ (Charles Fourier) によれば、ナポレオンの創設した右のような「全国的大学制度」(institution universitaire nationale) は、復古王政以後まで存続するが、「帝国大学」による教育独占の法的拘束力が緩和されるにしがたい、次第にその内容を失なっていく。そして、一八五〇年以降は、「国民教育」(instruction nationale) という意味での「大学」の観念は、法文 (textes institutionnels) からは完全に消滅する。今日の意味での「大学」の観念、つまり「同一の学問領域に属する若干の国立の学部集合によって構成される団体」(corps formés par la réunion de plusieurs facultés de l'État dans un même ressort académique) という観念は、一八九六年七月一〇日法によって与えられることになる。⁽⁸³⁾

さて、「モノポール・ユニヴェルシテール」とは、数多くの法律・命令・通達などによって構成される壮大な法制度の体系である。この体系において、次の四つの法令がその根幹をなしている。

- ① 一八〇六年五月一〇日の「帝国大学の名称の下での教師団の形成に関する法律」(Loi relative à la formation d'un Corps enseignant, sous le nom d'Université impériale du mai 1806) (全三三ヶ条)⁽⁸⁴⁾
- ② 一八〇八年三月一七日の「大学の組織を定める皇帝デクレ」(Décret impérial portant Organisation de l'Université du 17 mars 1808) (全一四四ヶ条)⁽⁸⁵⁾
- ③ 一八〇八年九月一七日の「帝国大学の規則を内容とする皇帝デクレ」(Décret impérial contenant Règlement pour l'Université impériale du 17 septembre 1808) (全三〇ヶ条)⁽⁸⁶⁾
- ④ 一八一一年一月一五日の「大学体制に関する皇帝デクレ」(Décret impérial concernant le régime de l'Université du 15 novembre 1811) (全一九三ヶ条)⁽⁸⁷⁾

以下、全体的考察に引き続き、これらの法令の制定過程および規定内容の分析を行なうことによって、「モノポ

ール・ユニヴェルシテール」の全容を明らかにしていきたい。

(一) 全体的構想

「モノポール・ユニヴェルシテール」を樹立するにあたって、ナポレオン・ボナパルトは、一体いかなる思想に基づいてこの作業を遂行していったのであろうか。フランス教育史家ルイ・グリモー (Louis-Grimaud) は、大著『フランスにおける教育の自由の歴史』(Histoire de la liberté d'enseignement en France) の第四卷(「帝政」)の最初の数十頁を、この問題、つまり「新教育制度の全体的構想」(La conception générale du nouveau régime d'enseignement)の考察にあてている。これによりながら、「モノポール・ユニヴェルシテール」の嚮導理念を、まず抽出してみたい。

ルイ・グリモーの考察は、「モノポール・ユニヴェルシテール」に関するいくつかの論点を提示しつつ、それらについての諸見解を紹介しながらすすめられている。第一の論点は、この体制の性格そのものに関するものである。ルイ・グリモーは、これを端的に「権威的教育制度」(あるいは「教育の権威制」 un régime autoritaire d'enseignement)⁽⁹⁸⁾ととらえようとする。つまり、「新しい教育制度は、……この独占「体制」自体を、効果的な統治の手段 (un puissant moyen de gouvernement) ないし支配を可能ならしめる道具 (un instrument possible de domination) として利用する意思に由来している」とみるのである。この見方を補強する見解として、レーデレ、ラムネ (Lamenais)、オーラル等の見解が引き合いに出されている。レーデレは、ナポレオン・ボナパルトが「公教育の中に、権力の源泉 (une source de pouvoir) を見出し出した」⁽⁹⁹⁾ことを、いち早く指摘した。ラムネは、更に進んで、「教育の独占は、……一種の暴政 (un genre de tyrannie) である」として、次のように述べる。——「彼〔ナポレオン〕は、権力というものを、最も絶対主義的な権力形態、つまり、軍事専制主義 (le despotisme

militaire) の形態においてしか考えなかつた。そして彼は、フランスを二つのカテゴリーに分割しようとした。一つは、人民大衆 (La masse du peuple) から構成されるもので、その一部はナポレオン軍隊の龐大な名簿を埋めるべく運命づけられている。他の一つは、自らの財産の故に、より上流に位置するものであり、……指導者の見解に従って人民大衆を導いていかねばならない。そして、そのために、彼ら自身が、学校で養成されねばならない。彼らは、学校で、奴隸的 (servile) な、そして、いわば機械的 (mécanique) な服従にむけて訓練されると同時に、とりわけ戦争技術 (Part de la guerre) と施設管理 (une administration matérielle) に関する知識を修得することになる。大いなる虚栄心の絆と利害関係とが、彼らをして、自らをナポレオンの人格に結びつけさせ、いわば、自らをナポレオンの統治システムと同一視させることになるはずである。これらが、帝国大学の創設を支配した観念である。⁽¹⁰⁾——次に、『ナポレオン一世とモノポール・ユニヴェルシテール』におけるオーラールの見解が紹介される。——「帝国大学が、緊密に統合され、それ自身皇帝の手中に掌握される指導者の下に職階的に組織された教師の同業組合 (une corporation enseignante) というかたちで創設されたのは、ナポレオンの個人的利益のためであり、その野心に奉仕するためである。ローマ教皇とコンコルダによって、ナポレオンは、大人たち (adultes) の良心を自らに屈服させたものと信じた。そして、今度は、彼の任命にかかる……施設付司祭によって、子どもたち (enfants) の良心にも自らの刻印をしるしたのである。」⁽¹¹⁾——

「モノポール・ユニヴェルシテール」構想を、統治・支配の契機を主眼としてとらえるこれらの見解に対して、もう一つ別の角度からこれをとらえるいくつかの見解がある。例えば、ドンタンヴィル (Donenville) は、次のように「モノポール・ユニヴェルシテール」構想を把握する。——「彼〔ナポレオン〕は、『モノポール・ユニヴェルシテールの樹立によって』、その権力の強化、ついでその王朝 (dynastie) の未来、同時に、革命から生まれた

政治的・社会的新秩序の維持・発展を意図していた。が、しかし、もう一つ別の配慮 (une autre préoccupation) が伴っていた。つまり、彼は、最も高尚・崇高な趣旨において、若者の知的・道徳的養成 (la formation intellectuelle et morale de la jeunesse) を企図していたのである。若者の栄光に、彼は、自らの支配の下に、科学・文学・芸術の輝き (l'éclat des sciences, des lettres et des arts) を結びつけることを熱望したのである。⁽¹⁵⁾——このほか、何人かの論者が、フッククロワやナポレオン自身の報告、演説、書簡等の中から、ドンタンヴィル流の見解を裏付ける「証拠」を援用している。曰く、「教師団の確立は、……公教育それ自体 (l'Instruction publique elle-même) をその全面的な崩壊から守る唯一の手段である」⁽¹⁶⁾、あるいは曰く、「ナポレオンは、大学を創設することによって、国民の、一般的な教養、という利益 (l'intérêt de la culture générale du pays) をもたらした」⁽¹⁶⁾、等々。

ルイ・グリモーは、これらの「証拠」の信憑性 (l'authenticité) に疑問を投げかけ、「モノポール・ユニヴェルシテール」の基本的性格は、依然として、権力による教育支配、教育の統治手段化にあることを重ねて強調する。——「公教育を再編成するにあたってのナポレオンの主要な意図 (la pensée maîtresse) は、彼が、いかなる学校も彼の統御の域外におかれることのないように、また、いかなる生徒も官製教育の刻印 (l'empreinte de l'éducation officielle) から全く切り離されるということのないように注意を払ったということによって、明白に示される。帝国大学を樹立するにあたり、皇帝は、公務員 (fonctionnaires) が生徒たちに既存の体制を尊重する気持を鼓吹しにやってくるであろう国立学校 (des écoles d'état) をつくることだけに甘んじてはいなかった。何故なら、このようなものを創設しても、もし官製教育の外に、それから離れて、競争的な制度 (des institutions concurrentes) が自由に立ち立てられ、何の束縛もなしに発展することができるということであれば、フランスの精神的統一 (l'unité morale de la France) を保障するには不十分であろうからである。……彼は、あらゆる私教育を禁止

し、教育を排他的に国家に留保するというようなことをするまでには至らなかったが、少なくとも、教育の全ての分野に監督を行使しようとはしていたのである。……だから、皇帝が科学の刷新 (renouveau scientifique) という目的で大学を創設したのだという見解にはくみすることはできない。^(註)

「全般的構想にかかわる第二の論点は、これまでも数回登場してきた「教師団」(corps enseignant)の概念に関するものである。これについては、後に、フランス公教育の歴史に重要な役割を演ずることになるギゾー (Guizot) の見解がまず紹介される。——「皇帝は、……公教育が私的職業 (industrie privée) のみに引き渡されることも、また、公物・公財政の管理や道路行政のような一般行政 (une administration ordinaire) によって管理されることもできないことを承知していた。彼は、教育を委託される人間に敬意・威厳・自信そして犠牲的精神がもたらされるためには、……彼らが集合し、あたかも、彼らに力と權威を提供する一つの団体 (corps) を形成するがごとく互いに結びつくことが必要であると考えていた。」^(註)——次に、ポルタリスは、この問題について次のように言う。——「遅かれ早かれ、リセの公教育は一つの国家修道会 (une congrégation nationale) に委ねられざるをえなくなるであろう。それは、訓育 (discipline) を再建するための、この制度にかかる費用を節減するための、また、国家の負担を軽減するための、唯一の手段となろう。」^(註)

ルイ・グリモーは、さらに、「教師団」の性格について、それが宗教的 (religieux) なものであるか、それとも世俗的・市民的 (civil) なものであるかという問いを發する。この点についてルイ・グリモーは、リセの不振に業を煮やしていたナポレオンが、一八〇四年の時点で、当時の内務大臣シャプタル (Chaptal) に対し、教育修道会の再建の可能性について意見を求めていたことを紹介する。この諮問にこたえてシャプタルは、アンシャン・レジーム下においてイエズス会 (Jesuits) とともに教育界に勢力を誇っていたオラトリオ会 (l'Oratoire) を再建し、

これにリセの経営を委託する案を提出した。この提案は、古い宗教的結社の単なる再現であり、ナポレオンに満足を与えるものではなかった。この提案を斥けたナポレオンは、その後、徐々に教師団構想を具体化していくが、それが最初にあらわれるのは、ルイ・グリモーによれば、共和暦一三年（フロンティヌ）二月二十七日（一八〇五年二月一六日）付とされるリセに関する覚書の中においてである。⁽¹⁰⁾この覚書の中で皇帝ナポレオンは、「一つの教師団を形成しなければならぬか、この団体ないしこの集団（ce Corps ou cet Ordre）が、一つの宗教的結社（une association religieuse）でなければならぬか、純潔の誓いをたてなければならぬか、俗世間を放棄しなければならぬか、こういつた問題に取り組むべき時期が、恐らく、早晚到来するであろう」とし、更に次のように記している。——「確固たる原理に基づく一つの教師団がもし存在しないとしたら、確固たる政治状態もまたありえないであろう。共和政か君主政か、カトリックか無宗教か、等々の問題について、子供の頃から学習がなされない限り、国家は一つの国民（une nation）を形成しないだろう。国家は不確実で曖昧な基礎の上に、混乱と変化に絶えずさらされることになるだろう。」⁽¹¹⁾——ルイ・グリモーは、ナポレオンのこのような問題提起のしかたの中に、「そのメンバーを修道院的義務（obligations conventuelles）に服せしめることなく、教師団を形成することが可能である」という考え方を読みとっている。しかし、ナポレオンが世俗的教師団を形成しようとしていたことは、その教師団の担当する教育が無宗教的なものであることを意味しない。彼が、「新教育体制を宗教の星の下に置く（placer sous le signe de la religion le nouveau système d'enseignement）」⁽¹²⁾ことを意図していたことは、次のような事情によって知られる。すなわち、一八〇六年の初頭、皇帝ナポレオンは、サン・クルー（Saint-Cloud）に公教育庁長官フルクロワと立法院議長フォンターヌ（Fontanes）を召喚し、後者に対して次のように語っているのである。——「人間たりうる生徒たちを作ることが、私には必要なのだ。……君は、たとえ神を持た

なくとも、人間が人間たりうると思ふか。……神を持たない人間 ('homme sans Dieu') 私は、それを、一七九三年このかたの事業にみてきた。そのような人間は、これを統治することができない。……ああ！君たちが私のリセから卒業させようとしているのは、そういう人間なのだ！とんでもないことだ。我々に必要な人間を形成するために、私は神と共にあるだろう ('Je me mettrai avec Dieu')⁽¹¹⁾——ナポレオンのこの告白は、彼が、将来の教育体制つまり「モノポール・ユニヴェルシテール」を、宗教的基礎 ('base religieuse') の上に樹立するであろうことを示唆する。

以上を総括して、ルイ・グリーモは次のように「モノポール・ユニヴェルシテール」の全体像を説明している。——「かくして、自己の權威の下に国民精神の統一を実現しようと思つた。皇帝は、人間が持つべきであると彼が判断する感情を、学校を利用して、若者に、滲み込ませる ('imprégner') であろう。教育の基礎はカトリック教であらう。何故なら、ローマ・カトリック教はフランス人の大多数が信奉するものであるし、教会を自己の特権の一部とした後で、皇帝は、カトリック信者たちの忠誠心をあてにすることが出来るものと期待をかけていたからである。彼は、コンコルダ政策を国民教育の面にも拡張したのである。以上が、主権者 ('le souverain') が、実現を企図した新教育体制について抱いた全体的な観念である。⁽¹²⁾——

(一八〇六年五月一〇日法の制定)

前述のサン・クルー会談において、ナポレオンは、フウルクロワに対して、新教育法案の基礎となるべき報告書の作成を命じていた。フウルクロワ報告は、ナポレオンの意図に忠実に、形成されるべき教師団の性格と任務を次のように明らかにしている。——「教師団は一つであるから、それを動かす精神は必然的に一つということになる。そして、このような関係の下で、新しい教師団は、アンシャン・レジームの同業組合にはるかに優位する。旧

同業組合は、互いに嫉妬しあうセクトを形成していた。それらは、ライバル同士というよりむしろ敵同士であった。各学校は教条 (doctrine) を持っており、これを生徒たちの心情に刻み込もうと努力していた。生徒たちはいえ、社会において、彼らの教師と分かち持つ意見を述べていた。党派的精神は、敵意と不和の根源となっていた。……これらさまざまな修道会の中で、国民精神 (l'esprit national) は常に団体の個別精神 (l'esprit particulier) に従属していた。ここでは「新教師団においては」、精神は至る所で同一である。……それは、すぐれてフランス的である。すなわち、全ての者が唯一の目的——宗教の原理によって有徳で、その才能およびその知識によって国家に有用で、愛と義務によって政府に結びつき、皇帝 (Auguste Chet) に献身する、臣民を養成する目的——しか持っていないのである。」——このように、フウルクロワ報告は、単一の教師団によって担当される教育の単一性 (l'unité) および画一性 (l'uniformité) が、国民の精神的一体性 (l'unité morale de la Nation) を確保することを明らかにしている。これが、帝国大学構想の基礎にある考え方であった。

フウルクロワ報告には、「全ての公教育施設が、帝国の全領域において、大学 (l'université) の配慮に委ねられ、その監督に服することを原則として提起する」デクレ案が付帯していた。しかし、このデクレは公布されず、ナポレオンは、法案を国事院 (le conseil d'état) に付託することをフウルクロワに命じた。法案を付託された国事院は、一八〇六年の二月から四月末にかけて、週二回の割合で法案の審議に従事した。この作業はナポレオンの実質的な主宰の下で行なわれた。法案は九回にわたって再起草され、最終案は一二ヶ条から成る龐大なものとなった。ナポレオンは、これを即座に立法化することなく、とりあえず、「帝国大学」 (Université impériale) の名称の下に一つの教師団を創設することだけを立法院に提案することにした。こうして、僅か三ヶ条の法案が立法院に提出された。⁽¹⁶⁾ 全文を以下に掲げる。

第一条「帝国大学の名称の下に、全帝国において公教育を排他的に担当する一つの団体が創設される。」(Il sera formé, sous le nom d'*Université impériale*, un corps chargé exclusivement de l'enseignement et de l'éducation publics dans tout l'Empire.)

第二条「教師団の構成員は、市民的な特別のかつ一時的な義務を負う。」(Les membres du corps enseignant contracteront des obligations civiles, spéciales et temporaires.)

第三条「教師団の組織は、一八一〇年の会期に、立法院に法律の形式で提案される。」(L'organisation du corps enseignant sera présentée en forme de loi au Corps législatif à sa session de 1810.)^(E)

ナポレオンは、この法案の提案理由 (l'exposé des motifs) の準備をフウルクロワに命じた。フウルクロワが起草した提案理由の朗読は、ブニョー (Beugnot) を補佐役として、フウルクロワ自身によって行なわれた。彼は、まず、法案そのものを次のように位置づけている。——「皇帝陛下が、諸君に提出することを私に命令された法案は、将来のある会期に諸君に付託されるべき一つのより完全な法律の要点 (la substance) であり、その前奏曲 (le prélude) にすぎないものである。」^(B)「私は、新しい教育計画を諸君に付託してきたのでも、数年来公教育のためになされてきたことを覆すことを諸君に提案してきたのでもない。……この法案は、破壊することを目的とするのではなく、新しい諸制度を強固にし、この諸制度のさまざまな部分を互いに関連させ、それらと一般行政との必要な関係を安定した方式で確立することを目的とするものである。」^(C)——次に、フウルクロワは、共和暦一〇年公教育法の主要部分であったリセ制度を擁護して、これに対する悪意に満ちた批評に反論を加えた後、社会における教育の役割を次のように把握する。——「もし教育を、それを受ける個人との関係において考えると、政府は、えととして、それを父親の配慮 (la sollicitude paternelle) に委ねてしまい、それを一般的な監督の対象にしかしなく

るであろう。しかし、教育は、もう一つ別な観点からも考察されなければならない。つまり、公務員を養成するのは、まさしく教育に属しているのである。(C'est à elle qu'il appartient de former les fonctionnaires.) 「この公務員の中には」、政府がその権限の一部を委譲した者のみならず、司祭、弁護士、公証人、教師のように、公共的資格を与えられた全ての人々が含まれるものと理解する。」したがって国家は、有能な教師が確実な方法を用いて教育を行なう学校を作らねばならない。何故なら、「祖国の希望であるこれらの若者が、政府の眼の前で生長・発育する姿がみられる。」ところに公益 (l'intérêt public) というものがあるからである。公益とは、また、「若者が一つの囲い (enceintes) の中に集められ、そこで熟達した者の手に委ねられて修養をつむこと、最上のものと認められた教育方法によって、全帝国にわたって画一的で、同一の知識を与えられるべき人々がこの利益に結びつけられること」のうちにある。また、「若者を、投機や趣味や熱狂にもとづいて、しかも、政府による多かれ少なかれ直接的な監督とは関係なしに教育しようとする者に委ねてしまふ」わけにはいかない。そこで、公立学校 (les maisons publiques) が必要となってくる。これらの公施設 (établissements publics) の管理方式として、パリ大学 (l'Université de Paris) のそれが参考となる。しかし、パリ大学は、「他の諸大学に対していかなる権威も持たず、いかなる直接的な影響力も行使しない。他の諸大学は、互いにいかなる関係も持たず、いかなる連絡もとらない。それらが同一の権威に従属せず、同一の点に集中することがないので、政府はそれらの大学の実績を確保し、その運営を指導し、それらの格差を是正するいかなる直接的な手段も有していない。」これらの障害は、教師団すなわち「全帝国において……若者の教育を委ねられる帝国大学」の創設によって消滅するであろう。⁽²⁰⁾

以上、フルクロワの提案理由は、教育における国家目的——公人の形成——を前面に出し、私教育に対する公教育の優越性を示し、そして、公教育を担当する統一的・画一的な団体として帝国大学を創設することが、国家目

的遂行の唯一の保障であると主張するのである。

フウルクロワの提案理由説明の後、法案は護民院に送付された。護民院で採択された法案は、一八〇六年五月一日に再び立法院に戻され、同日、賛成二一〇・反対四二で、原案通り可決採択された。^(四)

(三) 一八〇八年三月一七日・九月一七日の皇帝デクレ

一八〇六年法第三条の規定により、教師団≡帝国大学の具体的組織は、四年間の猶予期間を経て、法律の形式で定められることとなっていた。ナポレオンは、早速フウルクロワを呼び、さきに国事院^{コンシユール}において起草された九つの法案を再検討し、更に、新しい法案の大綱を口授した。法案の審議は国事院^{コンシユール}に委ねられ、いくつかの修正案の検討を経て、一八〇六年七月四日に新法案が採択された。しかし、ナポレオンは、これを立法院に付託せず、皇帝デクレとして公布することを決めた。これが、一八〇八年三月一七日の「大学の組織を定める皇帝デクレ」である。このデクレは、同年九月一七日の「帝国大学の規則を内容とする皇帝デクレ」によって補充された。^(四)

一八〇八年三月一七日のデクレは、全一九篇一四四条より成る膨大なものである。まず、各篇の表題を掲げることによって、全体的なイメージを提示しよう。

第一篇 大学の一般的組織 (Organisation générale de l'Université)

第二篇 大学学部^{ファカルテ}の構成 (De la Composition des Facultés)

第三篇 学位およびその取得方法 (Des Grades des Facultés, et des moyens des les obtenir)

第四篇 大学構成員の職階^{ラング}(職位および職名) (De l'Ordre qui sera établi entre les Membres de l'Université

; des Rangs et des Titres attachés aux Fonctions)

第五篇 大学の諸学校における教育の基礎 (Des bases de l'Enseignement dans les Écoles de l'Université)

- 第六篇 大学構成員の義務 (Des Obligations que contractent les Membres de l'Université)
- 第七篇 大学総長の職務・権限 (Des Fonctions et Attributions du Grand-Maitre de l'Université)
- 第八篇 大学書記官および大学財務官の職務・権限 (Des Fonctions et Attributions du Chancelier et du Trésorier de l'Université)
- 第九篇 大学評議会 (Du Conseil de l'Université)
- 第一〇篇 大学区評議会 (Des Conseils académiques)
- 第一一篇 大学視学官および大学区視学官 (Des Inspecteurs de l'Université, et des Inspecteurs des Académies)
- 第一二篇 大学区総長 (Des Recteurs des Académies)
- 第一三篇 リセ、コレージエ、私立学校、寄宿学校および初等学校の規則 (Des Règlements à donner aux Lycées, aux Collèges, aux Institutions, aux Pensions et aux Écoles primaires)
- 第一四篇 大学の職員・教授の更新 (Du Mode de renouvellement des Fonctionnaires et Professeurs de l'Université)
- 第一五篇 退職および恩給 (De l'Éméritat et des Retraites)
- 第一六篇 制服 (Des Costumes)
- 第一七篇 帝国大学の歳入 (Des Revenus de l'Université impériale)
- 第一八篇 帝国大学の歳出 (Des Dépense de l'Université impériale)
- 第一九篇 通則 (Dispositions générales)

第一篇「大学の一般的組織」においては、最初の三ヶ条が「帝国大学」の基本理念を提示している。まず、第一条は、「公教育は、帝国全体にわたり大学に排他的に委ねられる」と規定し、教育が大学ユニヴァーシティによって独占的に管理されることを明示している。次に、第二条の「いかなる学校も、いかなる何らかの教育施設も、帝国大学の外で、かつ帝国大学の長の認可 (Patronisation) なしに構成されることはできない」との規定は、私立学校の設立に条件を付し、これを「帝国大学」の中に統合することを旨とするものである。私立学校開設の自由に対しては、更に第三条の規定が新たな条件を設けている。同条は、「何人も、帝国大学の構成員たることなしに、かつその大学学部の一つによって学位を授与されなければ、学校を開設することも、公的に教育することもできない」とし、あらゆる学校教師が「帝国大学」の構成員たるべきことを規定したのである。

第四条において、帝国大学の組織が控訴院 (cours d'appel) 管轄区と照応する大学区 (académies) によって構成されることが規定された後、第五条以下には学校組織の概要が次のように規定される。

[高等教育]

大学学部……………科学の究明、学位の授与(第五条第一号)、神学部・法学部・医学部・数学物理学部・文学部の
五学部(第六条)。

[中等教育]

リセ……………古語・歴史・修辞学・論理学および数学・物理学の基本(第五条第二号)。
コレージュ(市町村立中等学校)……………古語の基本および歴史・諸科学の基本原則(第五条第三号)。
私立学院……………個人教師経営の学校、コレージュと同等の教育を担当(第五条第四号)。
寄宿学校……………個人教師経営、私立学院より下級の教育を担当(第五条第五号)。

〔初等教育〕

小学校（初等学校）……読・書および算術の初歩（第五条第六号）。

次に、「帝国大学」の行政について、これを中央行政と地方行政とに分け、それぞれ主要な官職および主要な機関の職務権限・構成などを箇条書き的に要約しよう。（ ）内の数字は該当条項番号である。

〔中央行政〕

- ① 大学総長 (Grand-Maitre de l'Université)
 皇帝による任免(五〇)、大学・大学区の職員の任命・昇進(五一)、リセの給費生の任命(五三)、学校開設の認可(五四)、教育施設一覧・大学区職員および大学官吏一覧・教師団構成員昇進一覧の皇帝への提出(五五)、大学構成員の謹慎・懲戒・譴責・更迭および停職処分(五七)、学校規則の制定(六〇)、大学評議会の招集・主宰・構成員の任命(六一)、各教育施設の収支決算書の受理、大学評議会への提出(六二)。
- ② 大学書記官 (Chancelier de l'Université)
 皇帝による任免(六五)、総長不在の際の大学評議会の主宰(六六)、大学の記録・官印の管理、証書の捺印その他(六七)。
- ③ 大学財務官 (Trésorier de l'Université)
 皇帝による任免(六五)、大学の収支担当、大学職員の俸給・年金の処理その他(六八)。
- ④ 大学評議会 (Conseil de l'Université)
 構成員三〇名——終身評議員 (conseillers à vie) 一〇名(視学官六名、大学区総長四名)、通常評議員 (conseil-

lers ordinaires) 二〇名 (視学官・学部長・学部教授・リセ校長から大学総長が任命) (六九七七一)。

五部会構成——第一部会 (教育状況調査・教育の改善) 第二部会 (学校の管理および警察) 第三部会 (学校会計) 第四部会 (争訟) 第五部会 (大学印) (七五)。

学校規則の審議 (七六)、大学学部・リセ・コレージュの警察・計理および一般行政事項の審議、予算の決定 (七七)、上級・下級機関からの苦情の審理 (七八)、大学構成員の懲罰の決定 (七九)、リセ・コレージュの教科書および図書館所蔵書の許可 (八〇八)、その他。

⑤ 大学総視学官 (Inspecteurs généraux de l'Université)

大学総長による任命 (九〇)、大学学部・リセ・コレージュの視察、教育・行政・経理の監督 (九一)。

〔地方行政〕

① 大学区総長 (Recteurs des Académies)

大学総長により任期五年で任命、二〇〜三〇名 (九四)、学部長・リセ校長・コレージュ校長の各学校の状況に關する報告の受理、当該各学校の行政指導 (九七)、大学区視学官によるコレージュ・私立学院・寄宿学校の視察・監督の組織 (九八)。

② 大学区視学官 (Inspecteurs des Académies)

大学区総長の推薦に基づき大学総長により任命、各大学区に一ないし二名、大学区総長の命令により、コレージュ・私立学院・寄宿学校および小学校を訪問・視察 (九三)。

③ 大学区評議会 (Conseils académiques)

大学区職員・官吏の中から大学総長が指名する一〇名の構成員により組織 (八五)、大学区総長により主宰され、

少なくとも月二回開催(八六)、取扱事項——大学の学校の状況、学校の規律・経理・教育についての違反問題、学校ないし大学構成員に関わる争訟問題、大学構成員の軽罪、リセ・コレージュの会計検査(八七)。

以上が、「帝国大学」の行政組織の概要である。^(四)尚、補足的に、第四篇第二九条所定の職階表を紹介しておこう。

職階	行政職	教育職
一	大学総長	
二	大学書記官	
三	大学財務官	
四	終身評議員	
五	通常評議員	
六	大学視学官	
七	大学区総長	
八	大学区視学官	
九	学部長 (Les doyens des facultés)	
一〇	学部教授 (Les professeurs des facultés)
一一	リセ校長 (Les proviseurs)	
一二	リセ副校長 (Les censeurs)	

一三	リセ教授
一四	コロージエ校長 (Les principaux des collèges)	
一五	リセ教授有資格教員 (Les agrégés)
一六	コロージエ教授 (Les régens des collèges)
一七	私立学院長 (Les chefs d'institution)	
一八	寄宿学校長 (Les maîtres de pension)	
一九	学科教師 (Les maîtres d'étude)

次に、「帝国大学」における教育内容の特色をみてみよう。第五篇三八条は、「帝国大学」所管の全ての学校における「教育の基礎」として、次の各号に定めるものを指示している。

- 一 カトリック教の戒律 (Les préceptes de la religion catholique)。
- 二 皇帝、人民の幸福の受託者たる帝国君主制 (la monarchie impériale)、および、フランスの統一と諸憲法により宣言された全ての自由主義思想の護持者たるナポレオン王朝への忠誠 (fidéité)。
- 三 教育の画一性という目的を有し、かつ、国家のために、自らの宗教・君主・祖国および家庭に愛着をもった市民を養成することを旨とす教師団の規約 (statuts) への服従。
- 四 全ての神学の教授は、一六八二年のフランス聖職者の宣言の中にある四つの提言に関する一六八二年の勅令 (Légit) の規定に従わねばならない。

「帝国大学」の教育内容の第一の特色は、宗教的色彩が濃厚であるということにある。既に「全体的構想」に関

する叙述の中でそのことに触れたが、ここに至って、カトリック教が公教育の正規のプログラムとして導入されたのである。⁽¹²⁾ ルイ・グリモアによれば、「ナポレオンが公教育の中に宗教のための場を設けたのは、信仰を好んだからではなく、世俗的観点からその結果生ずる効用を考えたから」⁽¹³⁾なのである。

「帝国大学」の教育内容の特色の第二は、第三八条第一号の規定に象徴される国家主義的、性格である。「革命期の公教育計画では共和主義の原則が公教育の基礎になっていたのであるが、このように現に権力を有する政府と学校との間の忠誠関係を樹立したのはナポレオンの『帝国大学』が始めてである。つまり、ナポレオン公教育構想の国家主義的性格の基礎にあるのは、皇帝およびその王朝に対する個人的性格を有する忠誠関係である。このような公教育の国家への従属は、皇帝によって任命される大学総長を頂点とする中央集権的な管理機構によって担保されるのである。」⁽¹⁴⁾

国家主義的教育を教材の面で担保する措置が、三月一七日の皇帝デクレの発布と同時にとられている。それは、第三八条第二号に規定される忠誠義務を問答形式で教示する『帝国教理問答』(Catechisme impérial)の発行である。この小冊子の使用は、一八〇六年四月四日のデクレによって命ぜられたものであるが、これは、それまで各司教区(dioecèse)において使用されていたさまざまな教理問答書を一本化し、いわば「統一教理問答」(un catechisme unique)を作成することを意図するものであった。『帝国教理問答』は、キリスト教信者の神に対する忠誠と同時に、世俗権力(La puissance civile)に対する市民の忠誠義務、とりわけ皇帝ナポレオン一世に対する臣民の忠誠義務を詳細に説いている。かくして、「帝国の全ての学校において若者に与えられる教育は、ただ単に宗教的であるばかりでなく、権力に対して試される忠誠心を刻みつけるもの」となった。そして、「大学は、子どもの頭脳を帝国の秩序に合わせて加工する鑄型」となったのである。⁽¹⁵⁾

教育内容の特色の第三は、その画一性 (uniformité) である。この点では、第三八条第三号の規定が、まずもつて、教師団の目的を教育の画一性の確保に求めていることが注目されるが、この画一性は、具体的には以下のようなかたちであらわれてくる。第一に、教科書の問題である。大学構成員たる私教師は、教科書を自由に選択することができず、大学評議会が選定したものを義務的に使用しなければならない。(第八〇条) 第二に、教育の画一性は、「帝国大学」の構成員に、「帝国大学」の原則に違反した者を密告 (délation) する義務を課すことによつても追求される。すなわち、デクレ第四六条は、「帝国大学の構成員は、公教育諸施設において教師団の教説および諸原則に反すると知ったことをすべて、大学総長およびその官吏に報告する義務を有する」と規定されるのである。第三に、画一化の要請は学校の内部規律の面にも及ぶ。この点では、デクレ第一〇四条が、学校の内部規律に関する事項が全て大学区総長および同評議会の審査に付されるべきことを定める。第四に、大学の全構成員に共通の制服の着用が義務づけられた(第一六篇第一二八条) ことも、画一性の要請の一つのあらわれとみることができよう。

「帝国大学」における教育内容の特色として、最後に、初等教育の軽視という点を指摘しなければならない。いうまでもなく、この傾向は共和暦一〇年公教育法以来のものであり、ナポレオンの教育政策の根底に一貫して流れているものであった。本デクレにあっては、初等教育の位置は共和暦一〇年法以上に後退している。そのことを象徴的に示すのは、「小学校」(petites écoles) という、アンシャン・レジーム下の名称をあえて復活させて用いていることであろう。

小学校の設立は、ひとえに、個人ないし市町村の発意にかかっている。たしかに、開校にあたっては大学総長の許可が形式的にもせよ必要であり、また、小学校の教職員といえども、「帝国大学」の構成員としてその管轄に属する。しかし、例えば、第二九条の職階表(前掲)では、高・中等教育に関わる職員のみが対象となっており、初

等教員は除外されている。小学校教育に関しては、僅かに、第一三篇「リセ・コレージュ・私立学院・寄宿学校および初等学校の規則」の末尾において、小学校教育が有識の教師によってなされるべきこと(第一〇七条)、そのために、「各大学区毎に、コレージュ又はリセの内部に……初等学校教師の養成を目的とする師範学級(classes normales)が設けられる」(第一〇八条)ことが規定されるにすぎない。

ここで我々は、初等教育を放棄した共和暦一〇年公教育法の施行の過程で、教育修道会の一つである「キリスト教学校修士会」が初等教育界において復権をなしとげ、公共的民衆教育を肩代りしていった経緯を想起する。「帝国大学」は、同会の民衆教育普及の活動を特別に「追認」し、初等教育の遂行を「委任」することになった。皇帝デクレ第一〇九条はこの趣旨を次のように規定する。——「キリスト教学校修士会は、総長によって特許を与えられ、かつ奨励される。総長は、その内規を査証し、宣誓の上で彼らをうけ入れ、特別の衣服の着用を彼らに命じ、彼らの学校を監督させる。この修道会の指導者たち(supérieurs)は大学の構成員となることができる。——この規定は三重の意味で重要である。それは、第一に、初等教育の私的セクションによる肩代りの規定であり、第二に、「帝国大学」における宗教の認証の一つの形態であり、そして第三に、一教育修道会の「帝国大学」ヒエラルキーへの組み込みを示すものだからである。

四 一八一一年一月一五日の皇帝デクレ

一八〇八年三月一七日の皇帝デクレおよびこれを補完する同年九月一七日の皇帝デクレによって組織された「帝国大学」は、ナポレオンの期待したような「好ましい結果」(heureux résultats)をもたらさなかった。そこで主として二つの理由に基づいて、一八〇八年のデクレに対する根本的な修正が加えられた。「第一に、皇帝は、教育

が至る所で、彼が唯一の善とみなす精神において与えられることを目的として、教師団の組織を強化し、より厳格な方法で私立学校の『帝国大学』への従属を確保しようと望んだ。このような考え方において、彼の関心はとりわけ中等教育に向けられていた。つまり、リセおよびコレージュに関していえば、彼は、大多数の教師の知的・道徳的貧弱さ (la médiocrité intellectuelle et morale) についていささかの錯覚も抱いていなかった。私立学校——私立学院・寄宿学校・神学校 (Séminaires) ・司祭学校 (Écoles presbytérales) —— については、彼は、それらの学校の若者に、対する影響を恐れていた。帝政が宣言される以前から、公行政当局は……反体制精神 (esprit d'opposition au régime) がこれらの学校を支配していることを報告していた。皇帝は、こうした状況にけりをつけ、これを制圧しようと望んでいたのである。第二に、皇帝は、リセおよびコレージュの失敗 (Insuccès) を認めないわけにはいかなかった。そこでは、通常ならば子どもをそこに通わせるべきであるはずなのに、頑固なまでに世俗的あるいは教会的な私立学校の方を好んでいた家庭に対して疑いの目が向けられていた。総裁政府期以来、私立学校は公立学校と競合 (concurrency) の関係にあったが……、コンコルダの調印によって開始された宗教的和平の後には、この競合は次第に恐るべきものとなってきた。皇帝はこれに動揺し、怒りさえ覚えていた。そして、決着をつけることを決意したのである。⁽¹²⁾

このような皇帝ナポレオンの意図を具体化したのが、一八一一年一月一五日の「大学体制に関する皇帝デクレ」である。全一九三条より成るこのデクレは、「帝国大学の最終的な体制」(Le régime définitif de l'Université impériale)⁽¹³⁾を確立するものであり、ルイ・グリエーモールによれば、公立校たるリセおよびコレージュを發展させるために、私立校つまり私立学院および寄宿学校を規制することと、「小神学校」のような教会学校 (écoles ecclésiastiques)⁽¹⁴⁾の發展に制限を加えること、という二重の目的をもつ。

第一の私立学院および寄宿学校の規制は、これらの学校が、リセまたはコレージュを有する市町村に設置される場合と、これらを有しない市町村に設置される場合とは異なる。前者の場合、私立学院の教育内容は、「リセまたはコレージュにおいて与えられていない教育の基本的要素」・「リセまたはコレージュの教育の復習」(第一五条第二項)に、そして、寄宿学校、の教育内容は、「文法および算術・幾何の基礎の範囲内でリセまたはコレージュの授業を復習すること」(第一六条第二項)に限定された。後者の場合は、私立学院の教育は、コレージュの古典学級(humanités)の教育をこえることはできず(第一五条第一項)、寄宿学校の方は、文法および算術・幾何の基礎以上の教育を行なうことはできなくなった(第一六条第一項)。

さらに、私立学院および寄宿学校の生徒は、リセまたはコレージュの授業を受けなければならないことになっており、「私立学院および私立寄宿学校の教育は全く二次的なものになって、中等教育において私立学校は独自の意義を失ってしまったのである。」^(註)

このように、「世俗的」私立中等学校(écoles secondaires privées laïques^(註))に対する規制措置はかなり強化された。しかし、一八一一年デクレによる教育統制は、小神学校のような中等教会学校(écoles secondaires ecclésiastiques)においてより厳しいものがあつた。これが、同デクレの第二の目的であり、「聖職身分(État ecclésiastique)を志す生徒の教育にあたる中等学校」と題するデクレ第四篇の対象となるものであつた。

まず、聖職者養成のための中等学校はすべて、「帝国大学によって統治・編成され、帝国大学の権威の下にのみ運営されうる」(第二五条)ことになった。そして、これらの学校の教育は、「総長の意向を受けた大学構成員」のみによって担当されるものとされた(同条後段)。中等教会学校の規則は、「大学総長の提案に基づき大学評議会によって作成される」(第二六条)。更に、これらの学校の数は各県一校に限定され、存続する学校は大学総長によつ

て指定される(第二七条)。また、リセまたはコレージュを有する都市(Villes)にしか設置されず(第二八条)、農村部(La campagne)には置かれない(第二九条)。廃止される教会学校の建物および財産は大学によって占有され、公立学校のために用いられる(第三〇条)。

以上、ナポレオン・ボナパルトの創設した「モノポール・ユニヴェルシテール」の概要を、その骨格をなす諸法令——とりわけ、それらの中心に位置する一八〇八年三月一七日の皇帝デクレ——の検討をとおして通観してきた。

梅根悟教授は、この教育独占体制の特徴を、「行政機構の上では中央集権的、思想の上では保守的、カトリック的、そして教育内容については実利主義」と規定するが、こうした体制の樹立によって皇帝ナポレオンが目ざしたものは、既に指摘したように、自己の権力基盤の強化、その支配体制の維持以外の何物でもなかった。そのために彼は、官僚的教育行政機構を整備して全教育機関を掌握し、教育の基礎には、彼がその有用性を認めたカトリック教の戒律と支配者への忠誠義務を説く「帝国教理問答」を指定したのである。

初等教育を軽視してこれを「キリスト教学校修士会」に肩代りさせ、もっぱらリセ、コレージュによる公立中等教育に力を注いだこと、つまり、「革命当時の思想家たちが構想したような単線型統一国民教育制度」ではなく、⁽¹³⁾複線型教育制度を採用したことも重要な特色であった。これは、エリートつまりブルジョワジーの中からのみ有能で従順な士官と公務員をリクルートするために、中等段階の科学的・実利的教育を重視し、もっぱら兵隊の供給源にしかすぎない民衆の教育はこれを等閑視するという、かのデステット・ドゥ・トラシーが見事に摘出した「ナポレオン観念」に基づくものである。ブルジョワジーのために科学教育を振興することは、彼らの階級的幼弱性を教

育面で補充することを意味する。とすれば、「モノポール・ユニヴェルシテール」は、まさしく、本稿冒頭で問題とした第一帝政の成立の論理——ブルジョワジーの階級的幼弱性の補充代位としての独裁の樹立——が、教育制度において貫徹したものとみることができよう。教師団の単一性 (unité) として教育内容の画一性 (uniformité) を確保するという要請も、やはり政治的独裁の樹立を媒介した、ナシヨナリズムすなわち国民的一体性 (unité nationale) のイデオロギーから規定されたものなのである。

(未完)

註

- (一) Sénatus-consulte organique du 28 floréal an XII (18 mai 1804), L. Duguît, H. Monnier, R. Bonnard et G. Berlià, *Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 7^e éd., Paris, Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence, 1952, p. 133 et suiv.
- (二) Jean-Jacques Chevallier, *Histoire des institutions et des régimes politiques de la France de 1789 à nos jours*, 5^e éd., Paris, Dalloz, p. 110.
- (三) Maurice Deslandres, *Histoire constitutionnelle de la France de 1789 à 1870*, t. I, Paris, Edouard Duchemin, 1977, p. 586.
- (四) Ibid.
- (五) Ibid., p. 587 ; de même, Georges Lefebvre, *Napoléon*, 6^e éd., Paris, Presses Universitaires de France, 1969, p. 172.
- (六) Deslandres, op. cit., t. I, p. 587.
- (七) Jacques Ellul, *Histoire des Institutions*, t. 5/Le XIX^e siècle, Paris, P. U. F., p. 152 ; de même, Lefebvre, op. cit., p. 173.

- (8) ミシェル・ド・ブリアンリ・フーアールによれば、「共和政」の「純粹に消極的な定義」においても、それは「君主政」と「帝政」に對立するものであり、その基本的な指標は、「世襲的国家元首の不存在」(Absence d'un chef d'Etat héréditaire)である。(Michel-Henry Fabre, *Principes républicains de droit constitutionnel*, 3e éd., Paris, L. G. D. J., 1977, p. 3.)
- (9) Ellul, *op. cit.*, t. 5, p. 152.
- (10) 野田良之『フランス法概論・上巻』有斐閣、一九五四年、六五八頁。
- (11) 野村敏造『フランス憲法・行政法概論』有信堂、一九六一年、七七頁。「實際、これら〔委員会〕の運用の重苦しいメカニズムを分析すれば、それが無効 (inopérant) であることがよくわかん。」(Marcel Prétot, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 6e éd., revue et mise à jour par Jean Boulouis, Paris, Dalloz, 1972, p. 378.)
- (12) Prétot et Boulouis, *op. cit.*, p. 378.
- (13) 例えば、複数の議院にかりうじて留保された立法に関する権限は、ナポレオンの非立憲主義的政治によって全く無視され、議員たちは「任務に對する空しさの感情」(ibid., p. 379)を抱くのみであった。憲法に規定されていない人權の保障はもとより論外として、刑事手続に關して僅かに認められた人身の自由も、司法府である「帝國高等法院」(Haute-Cour Impériale)の無力さの故に、保障の限りではなかった。(Deslandres, *op. cit.*, t. 1, p. 611.)
- (14) Prétot et Boulouis, *op. cit.*, p. 379 ; Deslandres, pp. 626—628.
- (15) 「通常、国家は支配する階級の支配される階級にたいする抑圧機関と解されている(正常国家)。したがってそれは經濟的に支配する階級の国家であるが、ときとしては兩階級の力が均衡して国家はその兩階級の調停者として、兩階級から獨立しているかのごとく振舞うことがある。これが、エンゲルスのいわゆる「例外国家」であって、一七、一八世紀に力の均衡をたもっていた貴族階級とブルジョア階級とのうえにたっていた絶対主義と、一九世紀にブルジョア、ジト、とプロレタリアイトとの力の均衡を利用してたっていたポナパルチズムすなわちなポレオン一世および三世の政治……などがそうである。」(『政治学

事典』平凡社、一九五四年、「ボナパルチズム」の項、傍点・引用者)

(16) 西川長夫「ボナパルチズム概念の再検討」『思想』一九七三年一月号、二六頁。

(17) この点につき、中村政則教授は次のように言う。「奴隸制国家・封建制国家・ブルジョア国家という概念は、まさに国家の歴史的な階級の本質を示す(国家の類型)論上の概念であって、その時代の支配的生産様式・基軸的搾取様式は何か、換言すればその国家はどのような支配階級の利益に奉仕しているかによって、その国家の歴史的階級の本質は決定されると言えよう。しかしながら、同じ資本制国家であっても、それがどんな「抑圧の独自の固有の形態」(国家形態)をとるかは全く別の問題である。たとえば、一七八九年の大革命後のフランスでは、革命後の共和制にはじまり、王制への復活、四八年二月革命後の共和制、ボナパルチズム(第二帝制)、第三共和制へと国家形態をつぎつぎと変化させているが、それは『ブルジョア国家の類型内での国家形態の変化』であった。」(中村「序説近代天皇制国家論」『大系日本国家史』4近代I、東京大学出版会、一九七五年、後半の引用は、田口富久治他『政治の科学』青木書店、一九七四年、五四頁、傍点・中村)

(18) Maurice Duverger, *Éléments de Droit public*, coll. «Thémis», Paris, P. U. F., 1977, p. 26.

(19) デュヴェルジエ自身、本文引用箇所の数頁後においては、「帝政の樹立によって」一定の共和主義的外見(certaines apparences républicaines)を保つ試みとともに「君主政が再び樹立された」との記述をなしている。(Ibid., p. 29)他にも、例えば、ロベール・シャバンヌは、「かくして、一八一〇年つまり一七八九年の事件の二〇年後に、新たな名称の下に君主政の諸制度への復帰がなされた」とし(Robert Chabanne, *Les institutions de la France de la fin de l'ancien régime à l'avènement de la IIIème République (1789—1875)*, Lyon, L'Hermès, 1977, p. 90) また、ガブリエル・ルボワントゥール第一帝政を「幾分特殊な君主政」(une monarchie un peu particulière)と規定しつつも、(Gabriel Lepointe, *Histoire des institutions du Droit public français au XIXe siècle 1789—1914*, Paris, Domat-Montchrestien, 1952, p. 81)

(20) この点につき、革命過程の権力機構を分析した樋口謹一教授は次のようにいう。「絶対王政という執行機関独裁の打倒で幕

をあけたフランス革命は、ナポレオン体制という執行機関独裁の手中に身を投ずることによって幕をおろした。しかし、この事實は、ナポレオン体制が封建国家ないし絶対王政への回帰、フランス革命にたいする反動であることを意味するのでは決していない。なるほど、立法機関の優位という原則がくつがえされたという点で、フランス革命はおわったけれども、この新しい執行機関独裁は、封建的特権身分に奉仕するものではなかった。」(桑原武夫編『フランス革命の研究』岩波書店、一九五九年、第二章「権力機構」(執筆・樋口)、一四二頁)

(21) Albert Soboul, *Le Directoire et le Consulat*, 中木康夫『フランス政治史』上、未来社、一九七五年、三〇頁に引用。

(22) ナポレオン体制とフランス革命との関連の問題については、なお補足的に以下のような論点があることを付記しなければならない。——ジュールジュ・ルフェーブルは、ナポレオン体制の本質理解にとって重要な手がかりである「ナポレオン法典」(Code Napoléon) すなわち「フランス人の民法典」(Code civil des Français) を分析し、これが、ナポレオンの他の事業と同じく、「二重の性格 (un double caractère) を持つてゐることを指摘する。すなわち、同法典は、一方で「封建的貴族制 (l'aristocratie féodale) の消滅を確認し」、一七八九年の社会原理 (les principes sociaux de 1789) —— 個人の自由、法の前の平等、国家の世俗性、良心の自由、労働の自由——を採用した。それが革命のシンボルとしてヨーロッパに現われ、……近代社会の本質的規範を提供しえたのはこのためである。」しかし他方、同法典は、「共和国の民主的達成に対する反動」(la réaction contre l'oeuvre démocratique de la République) としての側面をもつ。「ブルジョワジーの利益に従って構想されたので、法典は、何よりも所有権 (le droit de propriété) —— それは、自然的で、社会に先行し、絶対的かつ個人的なものとみなされた——を神聖化し承認することに意を用じてゐる」のである。(Lefebvre, *Napoléon*, op. cit., pp. 143—144)

一方、ジャック・エリュールは、恐らくルフェーブルの指摘した後者の側面を強調して、「ナポレオン法典は、全体として極めて反革命的 (très anti-révolutionnaire) である。なぜなら、革命の諸法律によつてめたふられた市民的変容 (transformations civiles) の大部分が廃棄なれてゐるからである」と述べる。(Eliul, op. cit., t. 5, p. 161) この議論は、国家類型における連

統性、国家形態における断絶性という、本文中の議論とは少しく視点の異なったものである。ここでは、ナポレオン体制が、革命期におけるブルジョワの変革の何を継承し、何を継承しなかったか、というかたちで問題が構成されている。そして、この場合、フランス革命の構造をいかに把握するか、具体的には、一七九三—四年の「モンタニャール—ジャコバン独裁」およびそれを支えたイデオロギーである、「ジャコバン主義」をいかに理解するか、によって見解がわかれてくる。吉田静一教授は、やはりルフェーブルの前引の指摘を問題とする中で、ルフェーブルのいう「共和国の民主的達成」を「一七九三年に現われた生活権というジャコバンの観念」と理解し、次のように述べる。「ナポレオン法典を一七九三年に対する反動とみなすかどうかは、それを判断するもののフランス革命観に深くかわる。ジャコバンの観念をブルジョア革命と市民社会にとって必然とみなすものからみれば、ナポレオン法典は、ブルジョア革命の民主的達成に対する反動にはかならない。逆に必然とはみないとするならば、法典はブルジョア革命を正当に継承したものであることとなるであろう。」(吉田「ナポレオン大陸体制」岩波講座『世界歴史18』近代5、一九七〇年、二〇三頁、傍点・原著者)

(23) 井上幸治編『フランス史』(新版)、山川出版社、第五章「市民社会の成立」(執筆・遅塚)、三三六—三七頁。

(24) 同前、三二八頁、傍点・引用者。

(25) 同前、同頁、傍点・引用者。

(26) 中木・前掲『フランス政治史』上、二七頁。

(27) 同前、同頁。

(28) 同前、三〇頁、傍点・原著者、傍丸点・引用者。

(29) 同前、三一頁。

(30) この点につき、遅塚・前掲書は次のように言う。「人民投票での圧倒的支持は、弾圧と欺瞞の所産というよりは、むしろ戦勝によりゆがめられたナンショナリズムの高揚がナポレオンというシンボルに結晶した結果であるというべきであろう。」(三一九頁)

(31) 中木・前掲書、三三頁、傍点・引用者。

(32) Maurice Gontard, *L'Enseignement Primaire en France de la Révolution à la loi Guizot (1789—1833)*, Paris, Les Belles Lettres, 1959, p. 212.

(33) *Ibid.*, p. 213.

(34) *Ibid.*, p. 215.

(35) *Ibid.*, p. 216.

(36) *Ibid.*

(37) *Ibid.*, p. 217.

(38) *Ibid.*

(39) *Ibid.*, p. 219.

(40) 「われらの修道会員 (congréganistes) の維持する慈善学校の復興は、他の教師達の抗議を誘発することとなった。例えば、サンニヤヌ (Saint-Omer) という世俗教師は、ハリに請願を出し、彼から顧客を奪った修道士達の不品行と不道徳とを激しへ告発した。」(*Ibid.*, p. 220)

(41) *Ibid.*, p. 220.

(42) *Ibid.*

(43) *Ibid.*, p. 221.

(44) *Ibid.*, p. 223.

(45) *Ibid.*

(46) Marie-Cardine, cité par Gontard, p. 223.

- (47) Ibid., pp. 223—224.
- (48) Ibid., p. 224. これに對し、「ナポレオンは、女子教団には敵意を持っていなかった。修道女達は俗界の動亂 (agitations du siècle) から遠ざかかって、ひっそりと身を引いて生活しており、その政治活動 (action politique) は恐るるに足らないものだったからである。ナポレオンは、女性が支配する二つの領域においては、修道女達が最も大きな役割を果たすものと信じていた。その領域とは、子どもの教育 (l'instruction des enfants) と病人の世話 (le soin des malades) である。」(Ibid., pp. 224—225)
- (49) 同金の概略として、Félix Ponteil, Histoire de l'enseignement en France, Les grandes étapes 1789—1964, Paris, Sirey, 1966, pp. 98—102; A. Aulard, Napoléon 1^{er} et le monopole universitaire, Origines et fonctionnement de l'Université Impériale, Paris, A. Colin, 1911, pp. 54—57; 梅根悟「西洋教育史概説——西洋近代学校の成立史——」東京教育大学教育学研究室編『西洋教育史』(教育大学講座4) 金子書房、一九五〇年、九七頁、その他。
- (50) Cité par Aulard, op. cit., pp. 56—57.
- (51) Cité par Ponteil, op. cit., p. 100. ボルタリスが、さらに共和暦二年(1794年)芽月(1794年)四月五日(1794年)に作成した報告書には、次のような言葉がある。——「修士会員は、献身的な教師たること、および、知識のある有徳な生徒達を形成すること以外の、いかなる野心 (ambition) も持っていない。したがって、彼らの教育の恵沢 (le bienfait) を国全体に及ぼすのが得策である。」(Cité par Ponteil, p. 100)
- (52) Cité par Gontard, op. cit., p. 224.
- (53) Aulard, op. cit., p. 57.
- (54) Gontard, op. cit., pp. 225—226.
- (55) Ponteil, op. cit., p. 102.

- (9) Gontard, op. cit., p. 227.
- (10) 『*歴史の発展と自由の発展*』 Aulard, op. cit., pp. 66—67 ; Louis-Grimaud, *Histoire de la liberté d'enseignement en France*, nouvelle édition, t. III, Le Consulat, Paris, B. Arthaud, 1946, pp. 260—261.
- (11) Loi du 11 floréal an X sur l'Instruction publique, tit. III, art. 6, J.-B. Duvergier, *Collection complète des Lois, Décrets, Ordonnances, Règlements, Avis du Conseil d'État*, Paris, A. Guyot et Scribe, 1824 et années suivantes, t. XIII, p. 175.
- (12) Louis-Grimaud, op. cit., p. 261.
- (13) Ibid.
- (14) Ibid., pp. 261—262 ; Aulard, pp. 67—68.
- (15) Louis-Grimaud, p. 262 ; Aulard, pp. 68—69.
- (16) Louis-Grimaud, p. 262 ; Aulard, p. 69.
- (17) Aulard, op. cit., p. 69.
- (18) Ibid., pp. 74—75.
- (19) Louis-Grimaud, pp. 264—281 ; Aulard, pp. 69—75.
- (20) 同法の起草者フックロフは、立法院における法案の提案理由説明において、総視学官制度導入の意義を次のように述べていた。「第一統領によって任命される三名の総視学官は、その重要な使命に必要な権限 (force) と威厳 (dignité) を与えられている。彼らはリセを歴訪し、入念に視察し、リセの状況、すなわち、その成功ぶりあるいは欠陥について、政府を啓発することとなるであらう。いわば彼らは、学校に向かって常に見聞かかっている政府の眼となるのである。この新しい制度は、*le chef de la voûte* となるべきである。」(Cité par Aulard, p. 81.)

- (89) Aulard, pp. 84—85.
- (89) Louis-Grimaud, *Histoire de la liberté d'enseignement en France*, nouvelle édition, t. IV, L'Empire, Paris, B. Arthaud, 1946, p. 14.
- (70) Louis-Grimaud, op. cit., t. III, p. 247.
- (71) Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 14.
- (72) Cité par Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 15.
- (73) Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 14.
- (74) Aulard, op. cit., pp. 82—83.
- (75) *Ibid.*, p. 83.
- (76) 梅根悟監修・世界教育史研究会編『世界教育史大系9・フランス教育史I』講談社、一九七五年、第四章「ナポレオン時代の教育」(執筆・志村鏡一郎)、三〇七～三〇八頁、傍点・引用者、引用文中、「礼拝堂司祭」とは「施設付司祭」(aumônier)のこと。
- (77) Cité par Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, pp. 15—16.
- (78) 高等教育に関する叙述は省略する。
- (79) 日本の西洋教育史家の多くは、ナポレオンの教育独占体制を「ナポレオン学制」と呼称している。例えば、梅根編・前掲『世界教育史9・フランス教育史I』、三二二頁、梅根悟『西洋教育史』(新・教職教養シリーズ)、誠文堂新光社、一九六三年、八三頁、横尾壮英編『西洋教育史』(講座現代教育学3)、福村出版、一九七八年、第六章「フランスの教育の歴史」(執筆・松島鈞)、一七二頁、長尾十三二『西洋教育史』東京大学出版会、一九七八年、一四二頁、等々。フランスの教育史の諸文献では、殆んど、本文紹介の「monopole universitaire」という総称が使用されており、字義通りの「ナポレオン学制」つ

★の△Le système napoléonien d'éducation▷ (Poneti, Histoire de l'enseignement en France, op. cit., p. 102) とする用語注は極く稀である。

- (80) 梅根梧編・前掲『世界教育史』・フランス教育史I』二九九頁。
- (81) Charles Fourier, Les institutions universitaires, coll. «Que sais-je?» No 487, Paris, P.U.F., 1971, p. 6.
- (82) Ibid., p. 5.
- (83) Ibid., p. 6; même auteur, L'Enseignement français de 1789 à 1945, Précis d'histoire des institutions scolaires, Paris, Institut Pédagogique National, Services d'édition et de Vente des Publications de l'Éducation Nationale, 1965, p. 67.
- (84) Fourier, L'Enseignement français, op. cit., p. 67.
- (85) Ibid., p. 68.
- (86) Ibid.
- (87) Ibid.
- (88) 梅根梧「西洋教育史概説——西洋近代学校の成立史——」東京教育大学教育学研究室編『西洋教育史』(教育大学講座4)、金子書房、一九五〇年、一〇二頁。尚、J・B・ピオベッタ、中山毅・諸田和治共訳『フランスの大学——その制度と運営——』文庫クセジュ、白水社、一九六三年は、「Université impériale」を「*l'Université impériale*」と訳出している。(同書一五頁、註(1))
- (89) 梅根梧編『世界近代教育史——近代教育の史的展望——』黎明書房、一九六二年、第二章「18世紀中葉より19世紀初頭の教育——フランス革命とその教育的影響——」(執筆・松島鈞)、三九頁。
- (90) 「要するに『帝国大学』は教育機関と教育行政機関、そこに勤務する教職員のすべてを包含する教育団体である。(長尾

・前掲『西洋教育史』一四二頁)尚、横尾編・前掲『西洋教育史』は、「帝国大学は、……教育機関ではなくて、全国公教育組織に与えられた名である」として、「帝国大学」の教育行政機関の側面を強調している。(同書一七一頁、傍点・引用者)

(91) Fourier. *Les institutions universitaires*, op. cit., p. 7.

(92) 梅根悟教授は、「ナポレオンの『帝国大学』構想の思想史的ないし制度史的な位置づけを次のように試みている。少々長いが、そのまま引用しよう。——「大学から小学校に至るまでの全学校教育を国家の中央集権的な監督統制の下におき、その監督統制の中央官庁を『大学』(Université)と名ずけるという方式は決してナポレオンの創作ではない。それはフランス啓蒙主義の巨匠デイドロー(Diderot, 1713—84)が一七七六年、ロシア女帝カサリン二世の需めに応じて作ったロシア帝国のための教育制度案(これは実現されなかったが)すなわち『ロシア大学案』(Plan d'un Université Russe)⁽⁷²⁾の模倣である。このデイドローの『ロシア大学案』は小学教育、中等教育、高等教育にわたって体系的、段階的で機会均等的で、中央集権的で、かつその内容において近代的な国民教育制度を構想したもので、フランス人の間で有名になり、話題にされ、革命期の教育計画に大きな影響を与えたものであるが、この国家的統一的、中央集権的な教育制度の中央官庁をデイドローは『ロシア大学』(Université russe)と名づけたのである。そしてこのデイドローのプランはナポレオンによって採用される前に、すでにいちやく一七八七年アメリカのニューヨーク国(合衆国政府の成立——一七八九年——以前であり、まさしくニューヨーク国とよばれるべきであらう。)で採用されている。すなわちニューヨークはこの年、その全高等、中等学校教育を統轄する機関として、『ニューヨーク国大学』(University of the State of New York)なるものを創設したのである。それはもちろん学校ではなくて官庁である。このようにナポレオンの帝国大学制度は名称的にも内容的にも決して新しいものではなく、むしろラ・シャロッティヤデイドロー以来、そしてタレーランやコンドルセーなど革命時代の人たちによってうけつがれて構想されて来た全国的な統一の学校制度の計画を、ほとんどそのまま踏襲して実現したものであるといっている。その意味でそれは忠実に啓蒙主義およびフランス革命の精神をうけついで実現したものであるといっている。こうしてフランスはここに世界にさ

- きがけて統一的国民教育制度をもつことになった。」(梅根「欧米教育制度発達史」東京教育大学教育学研究室編『教育制度』(教育大学講座6)、金子書房、一九五二年、一九五〇—一九六頁)上記引用文中、ディドロの『ロシア大学案』(Plan d'une université pour le gouvernement du Russie ou d'une éducation publique dans toutes les sciences, 1776)とシントは、松島對『フランス革命期における公教育制度の成立過程』匪紀書房、一九六七年、一五頁以下が詳しい。同書において松島教授は、『ディドロの『ロシア大学論』を、ナポレオンの帝国大学制度の思想的先駆であるとする見解』として、『コンパンの起解』(G. Compayré, Histoire critique des doctrines de l'éducation en France depuis le seizième siècle)を『キナド』『ジャコブ校』『キムエロの大衆はアメリカの州立大学のムトをめぐりあつた』を『キナド』『キナド』『キナド』(F. de La Fontainerie, French liberalism and education in eighteenth century)を『キナド』『キナド』とシント(二三頁、註(4))
- (83) Fourrier, Les institutions universitaires, op. cit., p. 7.
- (84) Bulletin des Lois de L'Empire français, 4^e série, t. IV, Paris, L'Imprimerie Impériale, juin 1806, No 91, pp. 527—528. (No 1547).
- (85) Bulletin des Lois, 4^e série, t. VIII, août 1808, No 185, pp. 145—171 (No 3179).
- (86) Bulletin des Lois, 4^e série, t. IX, mars 1809, No 206, pp. 119—124 (No 3775).
- (87) Bulletin des Lois, 4^e série, t. XV, janvier 1812, No 402, pp. 425—456 (No 7452).
- (88) Louis-Grimaud, Histoire de la liberté d'enseignement, op. cit., t. IV, p. 23.
- (89) Ibid., p. 24.
- (90) Reoderer, Notice de ma vie pour mes enfants, cité par Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 25.
- (91) Lamennais, Du progrès de la Révolution et de la guerre contre l'Église, cité par Louis-Grimaud, op. cit., t. IV,

p. 26.

- (10) Aulard, Napoléon 1^{er} et le monopole universitaire, op. cit., p. 144. (cité par Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 26.)
- (10) Dontenville, Création de l'Université de France par Napoléon, cité par Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 27.
- (10) Rapport de Fourcroy, cité par Eugène Rendu, M. Ambroise Rendu et l'Université de France, encore cité par Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 28.
- (10) Guizot, Mémoires pour servir à l'histoire de mon temps ミゼットの民権をノイヒンリキヤーがわんぬた命題。 (Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 30.)
- (10) Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 31.
- (10) Guizot, Mémoires, op. cit., cité par Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 35.
- (10) Rapport de Portalis en date du 7 vendémiaire an XIII (29 septembre 1804), cité par Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 35.
- (10) Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, pp. 36—43.
- (10) Napoléon, Note sur les lycées, cité par Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 43.
- (10) Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 43.
- (10) Ibid., p. 45.
- (10) Eug. Rendu, cité par Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 45.
- (10) Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 46.
- (10) Rapport de Fourcroy, cité par Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, pp. 49—50.
- (10) Ibid., pp. 50—53. 教師団を創設するに反対する人々の代表として、ナポレオンの提議を拒否して、国民教育の反対論が提起された。

まず、宗務大臣ポルタリスは、「学習する権利」(droit d'apprendre)——というよりは、むしろ親の教育権——の観点から、ナポレオン提案を批判した。「父親に自分の子どもを自分の家で養育することを認めたのと同じ原則が、全ての父親に、自分がよいと考える教師に自分の子どもを委ねる自然権 (le droit naturel) を保障している。……[このシステムは]非常にデリケートな対象[「子ども」]についての父親の神聖な諸権利を破壊する以外の何物でもない。」——内務大臣ドゥ・シャンパニは、「単一の教師団、排他的職能団体が、とりわけその従属下に全ての下級教育階梯さらには私立学校までも組み入れてしまふ場合に」その原則それ自体に反対した。かかる団体の創設によって、国家が「思想の支配者」(maître de l'opinion)、「全づの家庭の支配者」(dominateur de toutes les familles)となる危険があるからである。(Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, pp. 53—54)

(117) 以下、主要法令の訳文は、中村陸男「フランスにおける教育の自由法理の形成(一)——『帝国大学』による教育の国家独占体制の成立——」『北大法学論集』第二四巻第一号、一九七三年、六九—一二三頁を参照した。

(118) L'Exposé des motifs de Fourcroy, cité par Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, p. 56.

(119) Ibid.

(120) Ibid., pp. 57—59.

(121) Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, pp. 61—62.

(122) Ibid., pp. 63—66.

(123) 「……ナポレオン学制では学校は『学部』以下リセー、コレージュ、アンスタチュシオン、パンシオンおよび小学校……の六種に分かれ、これらの学校を管轄する行政機関としてアカデミーと大学とがあるというわけである。アカデミー(大学区と訳されているもの)は、控訴院管区ごとに置かれ(第四条)これが地方教育行政機関であり、それを総括する中央教育行政機関がすなわち大学である。大学は文部省に相当する行政機関で大学総長(Grand-Maitre)はほぼ文部大臣に相当する。『大学

および総長は全帝国内の公教育教授を専管する』(一四三条)とてこの官庁である。大学総長は皇帝によって任命され、その下に大学評議会をもつ。この中央官庁の下にアカデミーという地方官庁があり、その長官(recteur d'Academie)は大学総長の任命による。そしてこの地方庁にもまた評議会があり、視学官があつて管内の教育行政に当たる。……この学制の最大のねらいは、ナポレオン帝政の性格にふさわしく、教育行政の中央集権的、官僚主義的体制を確立することにあつた。それは皇帝——大学総長——アカデミー長の命令系統を中核としてきわめて合理的に組織された官僚的教育行政機構である。……」(梅根・前掲『欧米教育制度発達史』「教育制度」一九一〜一九二頁)

(124) 第三八条第一号の「カトリック教」の文言は、国事院(Conseil d'Etat)の原案では「キリスト教」(religion chrétienne)となつてゐた。修正された理由については、これをナポレオンの所為とみるテーヌ(Taine)らの見解と、枢機卿フェッシュと会合を持った後にポルタリスが手を加えたとするオーラールの見解とが対立しているが、このこと自体は大して重要ではない。いずれにせよ、「カトリック教」を教育目的として特定することは、プロテスタントの側からの反発を当然にも惹起する。事実、プロテスタントのシャブラン(Chabrand)は、「カトリック教」を「キリスト教」と同意義に解すべきことを要望していた。結局、良心の自由(Hiberte de conscience)の観点から、第三八条の規定はプロテスタントには適用されないことが約束された。(Louis Grimaud, op. cit., t. IV, pp. 85—86)

(125) Ibid., p. 89.

(126) 中村・前掲『フランスにおける教育の自由法理の形成』、『北大法学論集』第二四卷第一号、九六〜九七頁。

(127) Louis-Grimaud, op. cit., t. IV, pp. 89—96.

(128) Ibid., pp. 303—304.

(129) Ibid., p. 365.

(130) Ibid.

- (131) 中村・前掲論文、一〇一頁。
- (132) Louis-Grimaud, *op. cit.*, t. IV, p. 376.
- (133) 梅根・前掲論文、一九二頁、傍点・引用者。
- (134) 同前。